

令和 8 年 3 月 13 日

◎西内委員長 ただいまから、産業振興土木委員会を開会いたします。

(9 時 58 分開会)

◎西内委員長 本日の委員会は、昨日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。

〈スポーツ課〉

◎西内委員長 それでは、スポーツ課の説明を求めます。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 それではまず、令和 8 年度当初予算議案について御説明いたします。

資料の 1 ページをお願いいたします。まず歳入について、主なものを御説明いたします。

左端の科目欄の中ほど、7 観光振興費補助金 4,359 万 5,000 円は、右端の説明欄にあります物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として、歳出予算のスポーツ施設管理運営委託料に充当。地域未来交付金として、若者の関心が高い新たなスポーツを推進する事業に充当。地方スポーツ振興費補助金として、地域スポーツ活性化推進事業委託料に充当する国の交付金です。

その下の特定寄附金 200 万は、ふるさと納税制度による寄附金を募り、地域スポーツ活性化推進事業委託料に充当するものです。

続きまして、歳出について御説明します。資料の 3 ページをお願いいたします。こちらでは資料右側にあります説明欄に沿って、主な事業を御説明いたします。

2 スポーツ施設管理運営費の 2 つ目、スポーツ施設管理運営委託料は、県民体育館、武道館、弓道場及びスポーツ科学センターの管理運営を公益財団法人高知県スポーツ振興財団へ、障害者スポーツセンターの管理運営を社会福祉法人高知県社会福祉協議会へ、県民体育館多目的グラウンド及びテニスコートの管理運営を株式会社高知犬へ委託するものです。

4 ページをお願いいたします。

上から 2 つ目の事務費の中に、新県民体育館の整備を見据えた住民参加型のワークショップなどの開催に係る経費や、プロスポーツ誘致のプロジェクトチーム立ち上げに係る経費を計上しております。

なお、新県民体育館の整備に関する検討状況につきましては、後ほど報告事項にて説明いたします。

次に、3 地域スポーツ振興事業費の 2 つ目、スポーツイベント開催等委託料は、幅広い世代で親しまれるダンスの楽しさや魅力を発信し、「する」、「見る」スポーツの参加の拡大を図るものです。

2 つ下の、地域おこし協力隊配置事業委託料は、子供がスポーツに参加する機会を拡充

するため、スポーツ指導などを行う地域おこし協力隊を、一般社団法人高知県スポーツコミッションに配置するものです。加えて、若者が地域で自分の好きなスポーツや取り組んできたスポーツを生かし、地域と関わりながら生き生きと暮らすモデルケースを構築するため、地域のスポーツ団体などに地域おこし協力隊を配置するものです。

次の、地域スポーツ活性化推進事業委託料は、国の運動・スポーツ習慣化促進事業を活用し、働く世代や女性を対象に、運動・スポーツの実施を通じて健康増進を図るものです。なお、詳細については、後ほど別の資料にて説明いたします。

2つ下の、子どものスポーツ環境整備推進事業費補助金は、市町村が行う子供たちが身近な地域で希望するスポーツを継続して実施できる環境整備事業を補助するものです。

その下、スポーツイベント実施支援事業費補助金は、市町村や競技団体、総合型地域スポーツクラブなどが実施する、スポーツイベントなどの開催費用に対し補助するものです。詳細については、後ほど別の資料にて説明いたします。

次に、4競技スポーツ振興事業費の2つ目、パスウェイシステム事業委託料は、子供と保護者が楽しく運動やスポーツに親しむプログラムを提供するマッチングプログラムと、県内の体力運動能力に優れた選手を発掘し、運動能力を高めるトレーニングや競技プログラムなどを実施する高知くろしおキッズの2つの事業を委託するものです。

5ページをお願いいたします。

3つ目の、春野総合運動公園陸上競技場認証取得委託料は、GIKENスタジアム、春野総合運動公園陸上競技場のワールドアスレティックス、クラス2認定更新に必要となる検定などを委託するものです。

このワールドアスレティックス、クラス2といいますものは、国際陸上競技連盟が公認する陸上競技場の規格、格付のことで、例えば、アジアジュニア記録などが出た場合、この規格であることが記録公認の必須条件となっているため、認定更新に必要となる検定を行うものです。

2つ下の、スポーツ振興推進事業費補助金は、高知県スポーツ協会が行う競技スポーツ選手育成強化事業や、国民スポーツ大会及び四国ブロック大会への派遣を実施する国民スポーツ大会派遣事業のほか、高知県スポーツ協会の運営の一部に対し補助するものです。

その下の、競技力向上総合対策事業費補助金は、高知県中学校体育連盟が行う競技力の向上を図る事業に対し補助するものです。

次に、5障害者スポーツ振興事業費の1つ目、全国障害者スポーツ大会派遣等委託料は、全国障害者スポーツ大会に選手を派遣する経費や、障害者スポーツの競技力の向上を目指して活動する個人や団体への支援を行うものです。

2つ下の、障害者スポーツセンター機能強化事業委託料は、障害者のスポーツ参加の拡大や競技力の向上を図るため、地域の拠点づくりや選手の発掘事業など、障害者スポーツ

センターの指定管理である社会福祉法人高知県社会福祉協議会へ委託するものです。

次の、障害者スポーツ大会開催委託料は、毎年５月に開催しております、高知県障害者スポーツ大会の開催運営を委託するものです。これまでは、障害者スポーツセンターの指定管理業務として実施しておりましたが、大会を障害者の競技力向上につなげるなど、政策的に取り組むため、施設の管理運営と切離して実施するものです。

続いて、７ページをお願いいたします。

こちらは先ほど少し御説明いたしました、地域スポーツ活性化推進事業の概要です。令和８年度より国の補助事業を活用し、主に働く世代や女性の運動・スポーツの習慣化の推進を目的に実施いたします。

資料の左上、現状・課題及び中段の目的にありますように、20代、30代のスポーツ実施率がほかの年代より低いことや、男性に比べて女性の運動・スポーツの実施率が低いことから、民間企業やスポーツ団体などと連携し、主に働く世代や女性の運動・スポーツの習慣化を推進することを目的とした事業です。

資料、下段の取組内容欄を御覧ください。（１）ライフスタイルに合った運動機会の提供ですが、こちらは働く世代や子育て世代など、多様なライフスタイルに合わせた運動機会を提供し、運動習慣の定着を図るものです。

具体的には、運動・スポーツを実施する時間がなく、運動機会が少ない働く世代には、昼休みなどを活用したランチフィットネスを市町村や企業と連携して実施し、運動を始めるきっかけづくりに取り組むものです。また、子育て世代には夫婦や親子で参加できるダンス教室の開催や、女性に人気のヨガやピラティスなどの女性向け運動教室を開催するものです。

続いて、（２）デジタル技術を活用した運動機会の拡大では、日頃、インストラクターなどが見つからず、新たな運動教室などの実施が困難となっている総合型地域スポーツクラブなどと連携し、リアルタイムで配信される運動やエクササイズ映像を、複数の施設で同時に視聴する取組などを通して、運動する機会の拡大を図るものです。

最後の、（３）意識調査の実施は、よりニーズに合ったスポーツ機会の拡大につなげるため、今回の事業に参加いただいた方を対象に、運動・スポーツを始める・続ける際の阻害要因などを聞き取り、潜在するニーズの把握を行う意識調査を実施するものです。

続いて、８ページをお願いいたします。こちらは、スポーツイベント実施支援事業費補助金の概要です。

資料中段、現状と課題及び目指す姿にありますように、若い世代のスポーツ離れや、身近な場所で関心のあるスポーツに触れる機会が限定的であるという現状に対し、若者の関心が高いアーバンスポーツや、障害の有無にかかわらず参加できるeスポーツなどの取組を推進し、スポーツの裾野を広げることで、若者の県外流出抑制やスポーツを通じた地域

の活性化を図ることを目的とした事業です。

下段、左側の取組内容を御覧ください。

中段黄色の部分にもありますが、子供や若者の関心が高い新たなスポーツの推進では、スケートボードやBMX、ダンスなどのアーバンスポーツ及びeスポーツの体験教室やイベントの開催を支援し、新たなスポーツに親しむ機会を提供することで、スポーツの裾野拡大を図るものです。

その下、スポーツ参加の拡大・魅力あるスポーツ機会の充実では、本県出身のオリンピック・パラリンピックのメダリストが行うスポーツ教室などの開催を支援し、メダリストの活躍によるスポーツ機運の高まりを継続させるとともに、子供のスポーツへの興味関心を高める機会の充実を図るものです。

続きまして、補正予算議案について御説明いたします。資料の9ページをお願いします。

左端の科目欄の7観光振興費補助金では、292万4,000円を補正しております。

右端の説明欄にあります、民間資金等活用事業調査費補助金597万円は、歳出予算の県民体育館基本計画策定等委託料に充当するものです。

また、新しい地方経済・生活環境創生交付金20万円の減額及び地方スポーツ振興費補助金284万6,000円の減額は、充当する歳出予算の減額に伴うものです。

その下の4観光振興費委託金240万3,000円は、当初予算において、スポーツ庁の委託先である公益財団法人日本パラスポーツ協会との委託契約を想定し、諸収入で計上していたものが、スポーツ庁との委託契約となったことから、財源振替を行ったものです。

次の10ページ、歳出をお願いいたします。

補正額の欄にあります、4,843万6,000円の減額補正をお願いするものです。資料の右端にあります説明欄に沿って御説明いたします。

1 スポーツ施設管理運営費の1つ目、県民体育館基本計画策定等委託料は、新県民体育館の整備に係る基本計画の策定業務において、追加調査が必要となるため増額補正を行うものです。

2 地域スポーツ振興事業費の2つ目、地域スポーツ活性化推進事業費補助金は、スポーツ庁が行うスポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業の交付決定額が当初の予定を下回ったことにより減額するものです。

3 競技スポーツ振興事業費の2つ目、スポーツ振興推進事業費補助金の2,700万円の減額と、次のページ、4障害者スポーツ振興事業費の1つ目、全国障害者スポーツ大会派遣等委託料の515万3,000円の減額は、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会へ派遣する個人及び団体が、当初の見込みを下回ったことによるものです。

なお、そのほかの事業につきましても、事業費が当初の見込みを下回ったため減額を行うものです。

続きまして、12ページをお願いいたします。

繰越明許費ですが、県民体育館基本計画策定等委託料について、追加調査や検討会での引き続きの議論が必要であることから、基本計画の策定期を延期し、繰越しを行うものです。

続きまして、13ページをお願いいたします。13ページから16ページまで、高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場、それぞれの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案です。詳細については、次のページで御説明いたします。

17ページをお願いいたします。

まず、今回の基準額改定の背景ですが、近年の物価高騰及び賃金水準の上昇に伴い、3館の運営にかかる支出が増加しており、これに伴い管理代行料が増加している状況を踏まえ、施設の利用料金の基準額を引き上げようとするものです。

条例改正の施行日は、令和8年4月1日を予定しております。

料金改定の経緯としましては、令和6年9月議会において、県立施設9施設で同様の物価高騰等を踏まえた対応として、物価高騰前の管理代行料と利用料金収入の比率を基準とした条例改正を行いました。県民体育館など3館については、利用料金収入やスポーツ教室収入の増により、物価高騰前の比率を維持できていたことから、利用料金基準額の改定を見送りました。しかしながら物価高騰や光熱費の高騰の状況が続いていることから、指定管理者である公益財団法人高知県スポーツ振興財団と協議を行い、条例に基づく知事の承認により、令和7年4月18日より利用料金の引上げを行っております。

この内容につきましては、今年度4月の業務概要委員会において説明させていただき、暫定的な措置としてこれを行ってまいりましたが、物価高騰や賃金水準の上昇が続いていることから、今回の条例改正により基準額の引上げを行うこととするものです。

資料左下、これらの利用料金の基準額改定は、収入見込額における県の負担、管理代行料と利用者負担、利用料金収入の比率について、物価高騰前の水準を維持することを基本的な考え方としております。

具体的な改定内容を御説明いたします。資料右側の料金改定の内容を御覧ください。

県民体育館の室内プールにおきましては、冷水期及び温水期の個人利用料金を値上げいたします。小学生から一般まで、各区分で全日利用料金及び回数券の価格を見直し、例えば温水期の一般の全日利用は、現行の300円から370円に改定いたします。武道館及び弓道場の基準額についても改定を行います。

試合場や練習場の個人利用料金並びに附属設備の使用料、照明や冷暖房設備などについて、学生及び一般区分でおおむね1.5倍から2倍に引上げております。例えば、武道館の試合場の冷房使用料は、1時間2,610円から3,910円に改定しております。

今回の利用料金の基準額の改定は、適正な施設管理など、県民サービスを維持していく

観点から必要な措置と考えております。

なお、3館は既に令和7年4月18日以降、引上げ後の利用料金で運用しておりますので、利用者の皆様に新たな御負担が生じるものではありません。

以上で、スポーツ課の説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎細木委員 4ページの地域おこし協力隊配置事業委託料で、スポーツ指導をされているという説明があったと思うんですけど、学校の部活の地域移行で、こういう方が指導されてるケースはないんでしょうか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 今、ダンス、リズムトレーニング、サッカーを指導される方を3名配置しております。ダンスに関しては、学校の部活動にも一定入っていただいたりということも聞いております。ただ、高校などに入っていると聞いていますので、中学校の地域移行という部分ではないと思います。

◎細木委員 特に中山間地域には、指導者が少ないということで、そういう経験されている地域おこし協力隊の方が、部活の地域移行に携わる可能性もあるので、そういうときは、教育委員会と関係をしっかり持っていただきたいと思います。

次に、10ページの県民体育館基本計画策定等委託料について、繰越明許もありましたけど、追加調査はどんな調査をされるのか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 サウンディング調査ということで民間活力の調査を1回行っております。当時、1回目の調査が4つの配置案に基づきまして、資料を出しておりましたので、10月から11月ぐらいにかけてやっております。そこでは、まだ不十分な状態でしたので、今度の再調査におきましては、現在示しております最新の配置案や様々な資料などをもとに再調査を行い、ゼネコンあたりを中心に、民間活力の導入が可能かどうかを聞くような調査となっております。

◎細木委員 ちなみに1回目のサウンディングは、何社の方がおいでしていましたか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 建設、運営、維持管理などの県外、県内事業者を合わせて20社となっております。

◎細木委員 あと、20代、30代のスポーツをされる方が少ないという話があったやないですか。それは、健康政策部とも関係があるかもしれませんが、そういう20代、30代の健康度が悪化してるというデータはあるんでしょうか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 そこあたりについては、まだそういうデータは当課でも把握しておりません。ただスポーツ実施率に関しては毎年取っております。その中で週1回というようなことで、運動回数が落ちているという結果は出てきておりますので、それをもとにやっております。

◎細木委員 意識調査も実施されるということなので、そういうことも含めて、いろいろ

調査していただけたらと思います。

最後になります。施設利用料の値上げが、今年度4月から始まっています。特に学生は2倍近く引上げがあるので、少額とはいえ2倍になっているという点では、利用への影響は出てないでしょうか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 利用者に関して、それぞれ利用が悪くなっているかどうか調べましたら、大体同数となっております。また利用されている方からも施設に対して、すごい値上げがどうというようなことはお聞きしておりませんので、そういった声は上がっていないようです。皆さん、この物価高などいろんなことで、御理解をいただいていると捉えております。

◎坂本委員 関連です。新体育館の補正の部分で、民間活力の調査を追加でやるということですが、最新の案になったときに、今後、PFIなどを検討する上での追加調査という意味ですか。もう少し詳しく説明できる部分があったら教えてください。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 委員が言われるとおり、今回示した配置案や、収支の見通しといった情報を提供し、民間が入ってきて、PFIといったことが可能かどうかを判断していくなどの調査をさせていただいている状況です。

◎坂本委員 この間、細木議員が本会議で質問されたときに、知事から、特別目的会社、SPCの関係なんかも、その議論の対象に入っているみたいな話があったと思うんですけど、そういうことも含めての議論ということですか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 そこに関しましては、先ほど20社と言いましたが、建設、運営、維持管理などいろんな事業者があります。まずは、ゼネコンあたりで興味があるところ、それから運営会社が、一緒にやってみたいということで、だんだん組織されていくことでSPCになっていきます。そのあたりも含めて可能性があるかどうかを今聞いている状況になっています。

◎土居委員 地域スポーツ活性化推進事業、1,200万円のうち200万円は寄附ですけれども、大きい予算で、働く世代、女性の運動・スポーツの習慣化を促進する取組を説明していただきました。資料で見たらプロダンスチームと、総合型地域スポーツクラブの2つ対象が出ていまして、1つがダンスチームの特定名です。プロダンスチームと地域スポーツクラブとで、どういう予算配分になっているのでしょうか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 これにつきまして、まだ国から正式な要綱が出てきておりません。今のところ上限金額で、申請をさせていただいている状況です。これから具体的に要綱が出ましたら、それに基づきまして、それぞれプロダンスチームであったり、総合型クラブのリモートを使った活動を実際に立ち上げていくようになります。大体の目安として、かなりニーズがあることは把握しています。実際に話もできており、具体的にはこれからということです。また、採択されたときにどれだけの金額がおりるかとい

うことも出てきますので、今のところはまだそういう段階です。

◎土居委員 この予算は何に使うんですか。デジタル基盤の整備などがメインでしょうか。それとも講師の確保とか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 デジタルにつきましては、コロナ禍に大きなモニターを、各総合型地域スポーツクラブや県立スポーツ施設に導入しています。そういったものをさらに活用していくこと、あわせて、指導者の謝金といったものを計上していきたいと思っています。

◎土居委員 取組内容の2番、デジタル技術を活用した運動機会の拡大で、配信元があって、その下にA市やB町など、かなり広範囲な図になっているんですけど、この実現に向けてどういう体制で推進していくんですか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 総合型地域スポーツクラブにインストラクターがおりますので、まずはそれぞれの町の中にある総合型スポーツクラブから始めまして、それぞれの市、町、村などと連携しながら広げていきたいと思っています。また、いずれはそれが広がりますと、福祉部局などと一緒に連携もできていければと思っています。

◎土居委員 スポーツの習慣化が目的になっています。運動習慣の定着を図ると書いていますが、この事業成果については、どういうふうに測っていくんですか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 スポーツ実施率の調査を毎年、国も行っておりますので、そこから見ていきたいということと、これに参加される方は、基本的には今まであんまり運動をされていない方が多いので、スポーツを実施する方が増えてくるということは、習慣化につながっていくというふうに考えています。また、総合型スポーツクラブも、これで新しい会員が増えることにつながってこようかと思います。そのあたりはしっかり、新しい会員が入ってきたらどうかということも併せて調べていきたいと思っています。

◎浜口委員 8ページ、スポーツイベント実施支援事業費補助金ですけれども、来年度に須崎市に中四国最大のスケートパークが完成予定と聞いております。今回、アーバンスポーツへの補助もあるんですけれども、そこに対しての県の大会誘致とかの予算は、別立てなのかなと。この補助金は、補助率2分の1の上限50万円ということで、これは各団体が自分たちでやるときというイメージだと思うんですけど、何か考えていることがありましたらお願いします。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 須崎市のスケートパークにつきましては、この後スポーツツーリズム課から説明があらうかと思いますので、そちらでお願いしたいと思います。

補助金各50万円ということにつきまして、今年もいろいろアーバンスポーツの大きな大会を実施しております。今回は県主導でやりましたが、次は市町村や競技団体といったと

ころに広くやっていただきたいということで、2分の1の補助でやっております。

◎山田スポーツツーリズム課長 先ほど委員がおっしゃった須崎市のスケートパークのイベント誘致につきましては、当課でスポーツ交流事業という形で委託料を計上しており、須崎市と一緒に大会の誘致に取り組んでいく予定としております。

◎依光委員 地域おこし協力隊の3名の指導者の方は、スポーツ課がイベントなどを企画して、そこで活躍されるのか、それとも地域から要望などを聞いて、そこへ派遣されるのか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 地域おこし協力隊の3名につきましては、高知県スポーツコミッションに委託をしております。そちらでは、今、ダンスを中心にやられている方が、令和6年2月ぐらいから配置されております。その方が学校の授業へ入っていただいたり、部活動の指導といった要請を受けて、あるいは自分から営業に出て行くといった形で入っていただいております。また、サッカーをやられている方についても、授業の補助に入っていただいたりしていると聞いております。そういった形で広くニーズがあれば出て行くということでやられております。

◎依光委員 もう1点、10ページのスポーツ振興推進事業費補助金の2,700万円の減額補正について、大きな減額ですけど、この理由は何でしょうか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 国民スポーツ大会や四国ブロック大会などに、選手を派遣しますが、そのときの派遣人数が当初の見込みを下回ったということです。今回400人を切るぐらいの選手の派遣だったんですが、過去にはもう少し多い人数を派遣しておりましたが、派遣人数が少なくなっていることで減額になっています。

◎寺内副委員長 BMX等のアマスポーツです。高知南インターの高架下に練習場をつくったと思うんですけども、利用状況はどんな状態でしょうか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 BMX協会がしっかり運営をしております。今、利用状況の数値はないんですが、ほぼ毎日使われている状態と聞いております。県も、1月に大きなイベントをさせていただくなど、広く皆さんに知っていただくようなこともやっております。

◎寺内副委員長 令和7年度に、補正予算で補助金を出して応援しているところです。非常に見えにくいところで目立たないところですけども、協会とかの分で他の場所への移転といった希望などは特段上がってはいないですか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 今のところ、そういう話は聞いていない状況です。

◎寺内副委員長 若者のために、ぜひ応援はお願いしたいと思います。

次に、県民体育館の整備の関係で、議論ではPFI、PPPの話も出たり、SPCの話も出たりしたんですけど。私が1つ理解しとるのは、国から地方自治体への指示は10億円以上の公共工事については、まずは、PPP/PFIをかけろという指示がきているので、

当然それを調査せざるを得ん状態と思っておるんですけど、そのあたり国との関係を説明してもらえんですか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 先ほどの補正予算のところで説明させていただいたと思うんですが、民間活力の調査のお金が入っていると思います。当然、サウンディング調査を1回やりましたので、県としてもPFIの可能性は、しっかり図っていかなければならないので、597万円で調査をやったということです。

◎寺内副委員長 私が言わんとするのは国と地方自治体の県との関係です。勝手にPFIにするとかPPPにするとかじゃなくして、国は全国的に地方自治体に対して、10億円以上の公共施設の建設等については、PPP/PFIを使いなさいという指示が来た上だという意味合いのことを言うところんですけど、そのあたりどうでしょうか。

◎小西観光振興スポーツ部長 副委員長のおっしゃるとおり、10億円を超えるような事業については、民間活力の導入について検討をしていかなければいけないということもいただいておりますので、そういったものに基づいて現在、民間の事業者の可能性はあるかどうか、それから資金調達の可能性があるかとかいったことについて、しっかりと調査をかけていこうとしているところです。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、スポーツ課を終わります。

〈スポーツツーリズム課〉

◎西内委員長 次に、スポーツツーリズム課の説明を求めます。

◎山田スポーツツーリズム課長 まず、令和8年度一般会計予算議案について、御説明いたします。資料1ページをお願いいたします。歳入予算の特定財源について御説明します。

資料左上、9国庫支出金の(5)スポーツツーリズム費補助金1,758万8,000円は、右の説明欄にあります地域未来交付金として、本県のスポーツツーリズムの情報発信や、県外からの誘客促進に関する事業に充当する国の交付金です。

次に、左中ほどの11寄附金の(6)スポーツツーリズム費寄附金5,000万円は、高知ユニテッドスポーツクラブの支援を目的に、企業版ふるさと納税を活用して企業からの寄附金を受け入れるものです。

続きまして、歳出予算について御説明します。資料2ページをお願いいたします。資料右端にあります説明欄に沿って、事業の説明をいたします。

2 スポーツツーリズム振興事業費のスポーツツーリズム推進事業委託料は、高知ユニテッドスポーツクラブや高知ファイティングドッグスのホーム戦における観客の増加に向けた取組や、観光プロモーションなどを委託するものです。

次の、スポーツ交流事業委託料はプロやトップチームなどによるスポーツ教室の開催を通じて、県外からの誘客やスポーツ振興を図り、チームによる大会や合宿の誘致などにつ

なげる取組を委託するものです。

次の、スポーツツーリズムプロモーション実施委託料は、県内で開催されますスポーツイベントや大会などに関する情報を集約したスポーツツーリズムポータルサイトのスポる！K O C H I の運用保守と情報更新などを委託するものです。

次の、地域おこし協力隊配置事業委託料は、地域おこし協力隊を高知ユナイテッドスポーツクラブに2名、高知ファイティングドッグスに1名それぞれ配置しまして、本県のプロモーションや、地域のスポーツ教室の開催などを委託するものです。

次の、サイクルツーリズム推進事業委託料は自転車専用ナビゲーションアプリを活用した、県内を周遊するサイクリストの動向調査でありますとか、スタンプラリーの実施について委託するものです。

次の、サイクリングアイランド四国推進協議会負担金は、四国4県が連携しましてサイクルツーリズムを推進します、サイクリングアイランド四国推進協議会に対する負担金です。

次の、高知龍馬マラソン開催費補助金は高知龍馬マラソンを開催する高知龍馬マラソン実行委員会に対する補助金です。

次の、サッカークラブ活動支援補助金は、企業版ふるさと納税を活用して企業から頂いた寄附金を財源としまして、高知ユナイテッドスポーツクラブに対しまして、補助金として交付をし、クラブの財政基盤の安定化に向けた支援を行うものです。

資料3ページをお願いいたします。

事務費として1,867万9,000円を計上しております。

こちらの主なものとしまして、春野総合運動公園でのキャンプ誘致推進のため、天然芝の育成を促進します養生シートを新たに購入するための備品購入費として、1,380万円を計上しております。

続きまして、4ページをお願いいたします。令和8年度のスポーツツーリズムの主な取組について御説明いたします。

資料の(1)プロ・アマチュアスポーツの誘致につきましては、観光コンベンション協会や市町村などと連携しまして、プロ・アマチュアスポーツのキャンプや合宿などの誘致を行ってまいります。

令和7年度は、国内外からプロ野球6球団のほか、Jリーグ3チームによるキャンプやプロゴルフ大会などが行われました。令和8年度につきましては、新たに関西に拠点を置く屋内プロスポーツチームなどの大会や合宿の誘致に新たに取り組ましまして、スポーツにより県外からの入込客数のさらなる増加につなげてまいります。

また、アマチュア合宿につきましては、昨年末に新たに開設しました高知県スポーツ合宿ワンストップ窓口におきまして、スポーツ施設や宿泊施設、食事の手配などを一元的に

提案することで利便性を高めて誘致を図ってまいります。あわせて、アマチュア合宿におけるバス利用について、中山間地域での加算要件の拡大を新たに図ることで、県内全域での合宿誘致につなげてまいります。

右上の、（２）地域の特色を生かしたスポーツツーリズムの推進につきましては、地域で開催されるスポーツイベントの支援やサイクルツーリズムの推進に向けまして、サイクリストの動向調査やスタンプラリーを実施していくほか、高知龍馬マラソンを継続して開催してまいります。

左下の、（３）地元プロチームとの連携につきましては、高知ユナイテッドスポーツクラブのＧＩＫＥＮスタジアムでの公式戦に、全国からアウェイサポーターの来場が見込めますので、スポーツツーリズムポータルサイト、スポる！ＫＯＣＨＩなどにおきまして、アウェイ客に向けた県内の過ごし方といった情報発信を行い、県内全域の周遊観光につなげてまいります。

また、高知ファイティングドッグスにつきましては、球場グルメの充実や、ホーム戦を活用した飲み放題プランの実施、オリジナルノベルティの配布など、新規ファンの獲得を促進してまいります。

右下の、スポーツを通じたインバウンドの誘致では、海外のチームの合宿誘致やゴルフ、サイクリング、龍馬マラソンなどスポーツイベントを通じたインバウンドの誘致に取り組んでまいります。具体的には、国際大会に合わせ事前合宿をアプローチしてまいりますほか、各種スポーツイベントについて、ターゲット国を明確にした情報発信を行ってまいります。

これらの取組をスポーツツーリズムポータルサイト、スポる！ＫＯＣＨＩを通じまして国内外に発信し、本県への誘客や地域活性化につなげてまいります。

続きまして、補正予算案について御説明いたします。５ページをお願いいたします。

スポーツ推進交付金ですが、こちらは須崎市が整備します須崎スケートパークに対しまして、令和７年度から令和１２年度までの債務負担行為の承認を頂いておりましたが、須崎市から、施設内の施工方法の変更やセメントの乾きが想定より時間がかかっていることなどによりまして、完成が遅れる旨の申出がありましたので、今年度中の完成が難しくなりましたことから債務負担行為の期間延長をお願いするものです。

以上で、スポーツツーリズムからの説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎浜口委員 須崎市のスケートパークの完成が、ちょっと遅れていまして、夏頃と伺っているんですけれども、完成の暁に何かイベントとか大会誘致を考えておられるかどうか。また、その予算規模、事業費が幾らぐらいかを教えていただきたいと思います。

◎山田スポーツツーリズム課長 須崎市とは密に連携をして取り組んでおりまして、現時

点での総事業費は12億36万4,000円という形で、手続をお受けしております。県からは交付金の上限が、令和7年度の予算計上時の8,625万円で変わりありません。県はこちらのほうで支援を主にさせていただいていますので、オープニングイベントでありますとかもろもろの大会のほうは、須崎市を中心に誘致に取り組んでおります。県としましては、先ほど御説明しましたスポーツ交流委託事業などにおいて、著名な方を呼んでスポーツ教室の開催などを支援するものですので、そうしたことを大会と併せて実施することなどによって、県外からの誘客なども促進してまいりたいと思っております。

◎浜口委員 4ページのスポーツツーリズムの推進で、先ほど御説明がありましたプロ・アマチュアスポーツの誘致に関しまして、関西に拠点を置く屋内プロスポーツチーム等の合宿や大会を誘致という御説明があったんですけれども、具体的に想定されている内容がありましたら教えていただきたいと思います。

◎山田スポーツツーリズム課長 現時点で、このチームがというところまでの話はできておりませんが、ある程度チーム側と話をできる関係性は徐々に築けております。そうしたバスケットボールやバレーボールのチームの合宿、プレシーズンマッチといったものを開催していただけるよう、誘致の資金はコンベンション協会に予算計上をしておりますので、コンベンション協会と連携して、そうした形が実現できるように来年度、取組をさらに加速化させていきたいと思っております。

◎浜口委員 新県民体育館完成後には、そういったバスケットボール、バレーボール等も本格化されると思いますので、県民の皆さんにそういったものを事前に感じ取っていただけるように、頑張ってくださいと思います。

◎寺内副委員長 高知ユナイテッドスポーツクラブと高知ファイティングドッグスの応援予算は、スポンサーもいないので大いに賛成です。特に、高知ユナイテッドスポーツクラブについてはいろんな問題もあった中、新体制になって今J3の中でトップも走ってくれていますし、県民には夢も与えてくれて、非常に期待をするところです。

その中で、1つ要請したいと思うんですけど、Jリーグは、高知ファイティングドッグスの分よりも厳しくて、何が厳しいかいうたら、規約で地域貢献を物すごくうたっているんですよね。ただプロだけじゃなくして、活性化という分です。その中で新体制にもなり、J2とJ3が当たっておって、その中でトップを走っているなら、当然J2まで上がる実力を持っている。そのときにスポンサーもいない中で、先に走った高知ファイティングドッグスは、県民に好かれるようにいろいろと地域に入って、コマーシャルでも流れるなど、県民と触れ合う場が多かったんですけれども、これから高知ユナイテッドスポーツクラブも大いに地域に触れていただき、県民に触れていただいて。当然スポンサーがないから県が応援ということは、県民にもしっかりと理解してもらわんといかんの。やはりスポーツから介して高知県を元気にするのは、まさに高知ユナイテッドスポーツクラ

ブが今、行動で起こしてくれているので。今度は県民への触れ合いという部分を、ぜひこれからまた期待をするので、その点どうでしょうか。

◎山田スポーツツーリズム課長 前回の委員会でも、副委員長からそうした御提言をいただいておりますので、高知ユナイテッドスポーツクラブとは話を進めております。できる限り県民の皆さんに直接触れ合える機会を設けていくことで話を進めておりますので、その点はしっかり来年度取組を進めていきたいと思っております。

◎寺内副委員長 四国は野球王国で、特に高知は野球王国でしたので、それをサッカーということで。今年は野球についてもサッカーについても世界大会が行われるので、まさにチャンスの中、高知ユナイテッドスポーツクラブが走ってくれていますので、サッカーファンを増やすためにも、またお願いしたいと思います。

それからもう1点、自転車専用ナビゲーションアプリについて、サイクリストがどれぐらい利用しているのか、どの会社のサービスで委託するのか、そのあたりを教えてくださいませんか。

◎山田スポーツツーリズム課長 このサイクリングのアプリは、自転車ナビタイムを想定しておりまして、自転車サイクリスト向けのナビゲーションアプリでは最大手のところになっております。

今年度試行的に、このアプリを通じて無料でスタンプラリーを実施させていただいております。景品はコンベンション協会を通じた形で支出をしておりますが、スタンプラリー自体は実施させていただいております。3月3日時点で参加者が165名で、さらに増えております。こうした方が県内でどのルートを使ってどこに行かれたかということが、アプリを通じて可視化できますので、そういったことを取りまとめて、次の施策に生かしていくように取組を進めていきたいと思っております。

◎寺内副委員長 今、サイクリングに力を置いてくれていますけれども、台湾は台湾一周のサイクリングコースがあるんですね。台湾の方が日本を見たときに、四国一周というのは、台湾から見ても期待するところもある中、4県の知事がサイクリングロード、ブルーラインもつくっていただいています。その中、令和8年度に愛媛県で世界大会が行われますけど、四国4県の知事が結んでいるサイクリング大会とか、サイクリングロードに対して、今後大きな広がり期待みたいなものはないのでしょうか。

◎山田スポーツツーリズム課長 4県でのサイクリング関係の連携では、先ほど御説明をさせていただいたサイクリングアイランド四国推進協議会で、四国一周を国内外にPRしております。まさにそこは、愛媛県が四国の中ではサイクリングがずば抜けて集客も多いですし、県自体に予算もかなりつけて取り組んでいます。その中で、できるだけ四国に周遊してもらえるような施策を、サイクリングアイランド四国推進協議会で取り組んでおります。この協議会の中で、本県としてもこういうふうな形で取り組んでいきたいというこ

とをしっかりとお伝えして、4県で連携して四国を周遊していただけるような取組を進めていきたいと思っております。

◎寺内副委員長 新年度に愛媛県が世界大会をやるので、その波及効果が本県にもあるように、また連携をとってもらいたいと思うので要請をしておきます。

◎細木委員 関連です。数年前に外国人の方が花海道をたくさん自転車で走られている光景を見ましたが、あれは何のイベントやったか分かりますか。

◎小西観光振興スポーツ部長 すぐにはお答えができませんけど、花海道で2年か3年前だったと思いますけど、クルーズ客船のお客様が自転車で走られたという話は聞いております。それから、15年ほど前になりますと、コグウェイ四国という女性の方を中心に、外国の方も含めて四万十川などを一緒にめぐっていくプログラムを企画されて走られたという事例も記憶の中にあるところです。

◎細木委員 1回だけコグウェイに参加させてもらったんですけど、確かその2、3年前に外国人の方ばかりで、すごく形の違う自転車なんかでもかなり走られていた光景があって。ひょっと高知のサイクリングの環境や評価を、インバウンドの方から聞いたことあるんやったら、教えていただけたらと思います。

◎小西観光振興スポーツ部長 外国のサイクリストのお声は、まだ直接お聞きしていない状況です。ただ少なからずとも、少しずつ外国の方がサイクリングで高知を回っているという事例も聞いていますので、今後そういった方の声を拾っていきながら集約をして、施策につなげていく取組をやりたいと思います。

◎金岡委員 関連です。私も何度かインバウンドの方が団体で、自転車で回っているのを見かけたことがあります。昨年も見かけました。そういうことが日常化してくると思っていますので、ぜひとも、これから動向調査ということでもありますけれども、きちっと把握してやっていただきたい。

もう1点は、四国一周1,000キロプロジェクトについて、先ほど説明がありましたけれども、もうかなり時間がたちます。愛媛県が始めたのは、台湾のジャイアントの会長がこられて、しまなみ海道を走られたということがきっかけだったと思います。高知県議会もジャイアントの会長と話をさせていただきました。そしたら、ぜひとも四国一周のイベントをやろうじゃないかという話は、もう随分前に出ております。そこから全く進んでないんですね。ですから、具体的にいろいろ仕掛けていかないかんと思いますが、そこら辺、協議会だけにお任せするみたいな形になっているんですが、どういうふうに考えていますか。

◎山田スポーツツーリズム課長 委員おっしゃいますように、四国一周の取組はかなり前から取り組んでいるということで、十分に進んでない印象を持たれていることも理解しております。四国一周のサイクリングを促進するために、分割完走ツアーみたいな形で、各

県の四国一周のルートを部分的に走っていただくような取組も、今年度取り組んでおります。特にインバウンド向けの情報発信は、四国で一体的に発信していくほうが、より情報発信力が高まりますので、そういった形でこの4県連携事業の中で進めておりますけど、やはり愛媛県の優位性がかかなり高いところもあり、予算規模も桁が違うぐらいかけておりますので、同じような土俵で勝負するのは正直、今の現状の予算では難しいと思っております。愛媛県にこられるサイクリストを、できるだけ県内に呼び込めるような施策を展開していく上で、まずは高知県内へのサイクリストがこういった動きをしているのか把握する必要があるということで、来年度にアプリを使った調査ができるような形で取組を進めるための予算をお願いしているものです。そうした調査で得られた情報も考えていきながら、情報発信の部分はこの4県連携を使って、しっかりと発信していけるように取り組んでいきたいと思っております。

◎**金岡委員** いずれにしてもインバウンド誘致の強力なツールになると思いますので、ぜひとも四国一周イベントについて、協議会の中でもやっているんでしょうけれども、四国4県の皆さんと一緒に話をして、できるだけ早く実現できるように頑張ってくださいと思いますので、よろしくお願いします。

◎**西内委員長** 質疑を終わります。

以上で、スポーツツーリズム課を終わります。

これで、観光振興スポーツ部の議案を終わります。

《報告事項》

◎**西内委員長** 続いて、観光振興スポーツ部から3件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにします。

〈スポーツ課〉

◎**西内委員長** まず、県立スポーツ施設の中長期的な在り方に関する検討について、スポーツ課の説明を求めます。

◎**前田スポーツ振興監兼スポーツ課長** 資料の2ページをお願いいたします。県立スポーツ施設の中長期的な在り方に関する検討についての御報告です。

令和7年2月議会の産業振興土木委員会におきまして、県立スポーツ施設10施設の概要や現状について報告させていただき、人口減少や利用者ニーズ、市町村施設との役割分担などを踏まえ、スポーツ施設の集約化・複合化を含めた中長期的な在り方を、今年度検討することを御説明いたしました。

資料右上、取組状況とスケジュールですが、10施設を所管するスポーツ課、公園上下水道課、生涯学習課に加え、財政課や政策企画課など、庁内関係課でワーキンググループを形成し、定期的に意見交換や情報共有の機会を重ねてまいりました。

資料中段の左、検討の概要ですが、新県民体育館の整備に合わせて、スポーツ施設の集

約化や代替機能を優先的に議論する必要があったことから、今年度は体育館等の屋内施設を対象といたしました。また、各施設の現状を把握することから始め、施設の概要や老朽化等の状況、修繕状況などを整理した施設カルテなどを作成しております。

施設の取組の方向性を御覧ください。取組の方向性として施設の集約化や市町村への移管、機能強化、計画的な改修・修繕の大きく4つに整理し、施設の全体最適や効率的な管理運営を目指してまいります。

1つ目の再整備・集約化では、新しい県民体育館の整備とあわせて、武道館と障害者スポーツセンターのプールについて集約化することを予定しております。また、旧高知南中学校・高等学校の体育館を、現在の県民体育館の解体及び再整備後に、スポーツ教室などの県民の日常的なスポーツ活動の場として整備いたします。

市町村への移管については、県と市町村のスポーツ施設の役割を踏まえ、県が所管する室戸体育館を今年度耐震改修工事を行い、令和8年度に室戸市へ移管する予定です。

機能強化については、県立青少年センターの体育館において、夏場における青少年の安全なスポーツ利用や災害時に避難所として活用するために、空調設備を整備いたします。

そのほか、計画的な改修・修繕として春野総合運動公園の体育館や土佐西南大規模公園の体育館で、照明のLED化工事などを予定しており、スポーツ環境を維持するための計画的な改修を行ってまいります。

資料下段、次年度の取組としまして、新県民体育館の整備や、そのほか施設の改修工事に伴う休館期間等のスケジュールについて、引き続き関係各課で共有調整し、県内の主要なスポーツ施設における大会等の機会をしっかりと確保していけるよう、計画的な施工を行ってまいります。

また、次年度は課題のある屋外スポーツ施設や、プロスポーツやアマチュアスポーツの合宿等の誘致に対応する施設を選定し、その中長期的な在り方を検討していきます。

これらの取組を通じて、人口減少下の本県における効率的なスポーツ施設の管理と、競技大会や県民スポーツ機会の確保を目指してまいります。

以上で、県立スポーツ施設の中長期的な在り方に関する検討についての説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎細木委員 春野総合運動公園体育館について、以前に見させてもらいましたが、かなり老朽化の対応をしなくてはならないと思ったんですけど、屋根と照明のLED化だけで大丈夫でしょうか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 所管が公園上下水道課になっていまして、詳しいことは分かっておりませんが、検討会の中ではこの後、全国植樹祭とかいろんな大きな行事も控えているとお聞きしておりますので、まずはしっかり屋根の改修とか雨漏り等の対

応をしていくということは聞いております。

◎細木委員 Bリーグの試合もやられているし、そういう活用ができるように改修もせんといかんと思っています。それと、機能強化で弓道場のことが書かれていますが、観客席に屋根がないので、観客の方が雨のときや、かなり暑い時期のときにすごく苦勞されているという声を聞いています。そこら辺は、今後予定はないのでしょうか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 造った当時からそういった声も出てきております。特に高校生の県民体育大会のときなど、保護者などが応援に来られるので、そういった要望も聞いておりますが、なかなか設置が難しいということもお聞きしております。またそのあたりは施設側などと、しっかり話をしていかないといけないと思っています。

◎西内委員長 厳密には公園上下水道課の管理になるんですけど、資料の右上に、次年度の取組で、屋外スポーツ施設の在り方と書いています。春野総合運動公園のプールは屋外施設になるんですか。屋内にもあるし屋外にもあるし。どう理解したらいいですか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 春野総合運動公園のプールは屋外の50メートルプール、飛び込み、それから室内の25メートルプールがあるかと思いますので、プールに関しまして、また併せてやっていけたらと思っています。

◎西内委員長 もう1点、この計画の中では、例えば合宿の誘致や、利用の施設全体の最適化でいくと、交通の部分、それから合宿などから見た宿泊などもトータルでどうしていくかについての考え方は、盛り込まれているんですか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 これはあくまでも県立スポーツ施設の中長期的な在り方という部分で、まずはこの施設をしっかり維持していくとか、集約化するといったことも含めての検討会となっております。先ほどの交通や宿泊に関しては、また別のところで議論が行われる形になろうかと思います。

◎細木委員 春野総合運動公園の所管が、公園上下水道課というのは歴史的な経過もあると思うんですけど、やっぱり総合運動場として、県内で一番機能のあるところが、ずっと公園上下水道課でいいのかということも含めて、庁内では検討課題にはなっていないのでしょうか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 これは都市公園法に基づいておりますので、所管はやはり公園上下水道課になろうかと思っています。公園施設内に施設を建ててることになってきますので、その議論については、今のところ庁内でもやっていないと思われます。

◎小西観光振興スポーツ部長 所管については公園上下水道課のとなっております。先ほどありましたように、合宿の誘致でありますとか、大会の誘致、キャンプの誘致については、当部とコンベンション協会が中心に、施設管理を担っています公園上下水道課とも頻繁に情報交換をしながら、取組をしておるところです。

◎坂本委員 施設カルテにもありますけれども、施設の役割の中に防災の問題も入っています。施設の取組の方向性の（３）機能強化の中にも、防災の視点から強化するところもあったりするわけです。施設によってそういったところが強調されているところと、そうでないところがあったりするんですけども、全般的に施設カルテの中には、防災や県民生活における役割を含むとなっていますから、全ての施設においてそういう視点を持って検討していくという理解でよろしいでしょうか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 まずは、現在その施設がどういう指定をされているかというところを把握することに努めています。例えば、県立武道館については、高知市の指定避難所の指定を受けているところで、水や食料等の備蓄品の保管場所などで利用されているところです。どの施設がどういう活用をされているか、指定を受けているか、そういったところの把握に努めることが、今回の施設カルテの目的です。そういったものを皆さんが持ち寄って、今後災害が起こったときなどに、指定場所はどうかなどといったことも含めて検討するためにつくったカルテです。

◎坂本委員 例えば避難所なんかに位置づけられているところであれば、当然地域の方はそこを利用した訓練もやるわけですよ。ところが、例えば弓道場は、屋上へ避難する訓練で１度はスリッパに履きかえて、さらに屋上へ上がるときの階段では靴に履きかえて、そんな避難をさせられることに対して、地域の皆さんから、実際にこんな訓練でいいんだろかという声は結構上がっているんですね。けど施設側にしたら、汚されたら困るということになってくるわけです。訓練が終わったらどういう形で清掃するかということも含めて、より実践に応じた訓練ができればいいという地域の声が上がっています。そういったところも含めて、また議論をお願いできたらと思いますので、よろしくお願いします。

◎西内委員長 質疑を終わります。

次に、新県民体育館整備等基本計画検討会の進捗状況について、スポーツ課の説明を求めます。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 資料の３ページをお願いいたします。

資料上段に今後の検討会のスケジュールと、主な検討事項を掲載しております。

資料下段には、これまでの検討や議論を踏まえた新県民体育館の基本方針や、敷地、施設規模などの概要を掲載しております。

まず、資料上段、検討会の今後のスケジュールですが、当初３月末までに基本計画を策定する予定で進めてきましたが、次年度に持ち越し、検討会の体制も充実、再編成を行った上で、新たな論点で残された課題に対応してまいります。

具体的には、ちばさんセンター大ホールとの機能集約化や、地下駐車場の整備、運営の収支コストの見通しや、民間活力の導入可能性調査を踏まえた整備運営手法の在り方などについて、より検討を進めてまいります。また、検討会に基本計画の案を示した後に、パ

ブリックコメントを経て、今年の夏頃までに基本計画を策定できるようしっかりと議論を進めてまいります。

続いて資料下段、基本方針等について説明いたします。基本方針の欄ですが、新県民体育館は単なるスポーツ施設にとどまらず、まちづくりの拠点、スポーツ振興の拠点、にぎわいの拠点、そして安心・安全な拠点を目指しております。

敷地・施設規模と、資料右側の特徴・ポイント欄を併せて御覧ください。敷地は、現在の県民体育館、旧南消防署敷地、アスパル高知グラウンドの全面を使用いたします。

主な施設規模については、延床面積は約1万7,000から1万9,000平方メートルまでを想定し、メインアリーナはバスケットボールコート3面分の広さで、観客席は5,000席以上を想定しております。プロスポーツの試合やコンサート、展示会などのM I C Eに対応することができるようにします。サブアリーナはバスケットコート2面分の広さと観客席を500から1,000席程度を有し、主に競技大会に使用します。屋上には人工芝等を敷設し、運動や活動ができるスペースを設けます。

アリーナに加えて武道館やプールの社会体育施設を整備いたします。武道館は、試合場3面、プールは25メートル掛ける6から8コース、うち1コースは障害のある方が利用することを踏まえまして、車椅子のままで入水できるようにスロープを設置することを考えております。

駐車場は、地下駐車場の選択肢も含めまして、250台以上確保する方向で検討しております。

このように赤字で記載しておりますとおり、新県民体育館はスポーツをする施設、社会体育施設に加えて、アリーナ機能を融合した複合施設を目指してまいります。

以上で、スポーツ課からの説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎土居委員 影響について、お聞きしたいんですが、恐らく検討会では話はされていないんだろうと思うんですが。この計画を進めていく、そして令和9年度から解体に入って、令和11年に完成ということです。2年間ぐらい県民体育館が使えなくなるということで、ここを使っている方々から声を聞くんですけど、この県民体育館は、既に朝から夜遅くまでたくさんの民間のスポーツクラブ等が利用しております。そういった方々が、この2年間どうしたらいいのか。スポーツができなくなるということで、大変頭を悩ませております。県としても県民スポーツの機会の確保であったり、実施率の向上を目指していく中で、2年間も空いてしまうと大変大きな影響が出るんじゃないかと思うわけです。体育館の利用はほかのところも含めて、前倒しで前年度に利用計画などをやっていくわけじゃないですか。だからちょっと早め早めに、今使っている方々やスポーツ団体に、ほかでやれる場所がないのかなど、彼らのスポーツの機会を確保するという観点からの対策も考えていく

必要があるんじゃないかと。旧南中高の体育館の話もありましたが、とてもじゃないけどそれじゃ足りない。ぜひほかの施設も含めて、例えば教育委員会と協議もしたり、どこかないかなど、真剣に部局横断的に考えていく必要があるんじゃないかと思うんですけど、その辺、スポーツ課としてはどう考えておられますか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 まさに大事な部分です。まず、先ほどお話もありましたように、旧南中高の体育館を、この解体に合わせて使えるように、教育委員会で予算に上げている状況だと思います。そこではバスケットコートが2面とれます。下に格技場などがありますので、柔道、剣道、それからトレーニングみたいな床張りのところもありますので、そこを一般の方、県民の方などの利用での活用を考えております。

あわせて、どうしても大会がなかなか開けないということが出てこようかと思っています。今、中学校体育連盟、高等学校体育連盟に関しましては、県民体育館の整備に関する情報を流しており、県民体育館を解体する予定というのを示してありますので、まずはしっかり中学校体育連盟、高等学校体育連盟で、各学校施設が使えるように、今の段階から調整をお願いする。また県立学校については、県から校長会などを通して示していくことになりますが、まずはしっかり中学校体育連盟、高等学校体育連盟で大会ができるような体育館を、学校で探してほしいと伝えております。

それによって、県民体育館がなくなった場合に、ほかの公共施設へ行く場合に、社会人の方を優先的に行っていただけたらと。できるだけ中学校、高校生の大会については、学校でできるなら学校の体育館で大会をやっていただくと、あんまり御迷惑をかけない部分も出てこようかと計画しております。また、夏場の空調のことが出てきます。今、青少年体育館で、空調の準備をしている段階で、またこれからいろんなことを検討しないといけないことが出てくるかと思いますが、想定されることは、適宜対応している状況です。

◎土居委員 中学校体育連盟、高等学校体育連盟とか、組織がしっかりしてるところは割と対応もしやすいんだろうと思いますけど、県民体育館を使っているのはそういうところだけではなく、本当に地域に根差したスポーツクラブ、高齢者がやったり、バドミントン、ソフトバレー、ハンドボールなど、いろんなところがあるかと思うので、そういった方々の声も聞いて、彼らにも目を向けていく必要もあるんじゃないかと思うんですけど、そういったところではどうでしょうか。そういう場合は、まだ設けたことないですね。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 まだ、そういう場はできておりませんが、ただ県民体育館を使われている方には、この整備に当たって、アンケートなどを行ったこともあります。今のところ、そういう方を受け入れていただくために、旧南中高の体育館を整備しておりますので、一般の方の利用については、できるだけ旧南中高に行っていただいたらというイメージを持っております。

◎土居委員 ただ2年間は、本当に影響が大きいと思います。ここでスポーツをしている

方々が中断してしまったら、復活するのがなかなか難しいと思いますので。使っている方々の要望に応じていけるかどうかは別として、状況調査なり、意向調査なりをやっていく必要があるんじゃないかと思いますんで、これはお願いとして申し上げておきたいと思います。

◎細木委員 4月から検討会が拡充されるんですけど、委員の構成とか、どんな拡充をされるのか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 ちばさんセンターの集約化が出てまいりますので、やはりそこを使われている方にも入っていただきたいということが、出てこようかと思えます。それから、民間活力みたいなところも出てきますので、そういった視点からも検討していくことが必要というところ。また、今、サウンディング調査をしておりますので、そういったところで、例えばアドバイザーみたいな形で1回来ていただくといったことも含めながら、検討会でしっかり議論していければと考えております。

◎細木委員 ちばさんセンターの関係で言えば、このスケジュールで、今、ちばさんセンターの利用団体と面談をされていると思うんですけど、この4月以降は集約化議論を加速化ということで、もう廃止ありきみたいな記載が気になるころではあります。それと、ちばさんセンターの底地と建物の関係で、公的債の問題で、僕も総務省に問合せしたんですけど、今の段階で公的債の活用については、総務省からの答えというか、使えるという状況になっているのでしょうか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 そこは関係課とも相談させていただきながら、財源として使えるかどうかの確認も並行しながらやっているところです。現在のちばさんセンターが、産業振興センターの所有になっておりますので、そのあたりの事務上のことなども含めて、しっかり検討している状況です。

◎細木委員 住民参画という点から非常に重視をしているんですけど、この4月から5月にかけてのパブコメ、それとまちづくりワークショップは2回で本当にいいのか。1回目は説明するだけでも時間をかなりとるので、それで意見を聞くというたら、1回目を出して、それで終わりかえというような感じに受け取られかねない。ガス抜きの。僕らも市役所の建て替えのときにも、こういうワークショップを高校生にしたんです。そのときは、もっと計画に反映するような時期にやってほしかったという高校生からの意見があって、ほぼできる案にちょっと意見を言うだけというがで、物すごい不満を言われたことがあるんです。だから、計画にある程度反映できるようなイメージでワークショップをしないと、ただ意見聞いて終わりというような、このスケジューリングからいうたらもう予備の会が1回あるぐらいで、それで夏頃っていうたら、もう本当に聞き捨てた、聞き終えたという感じに受け取られかねないので、それは危惧するところです。本当に夏までに急ぎ過ぎたらいけないという思いがあります。

また、このワークショップについては、参加される方を想定して書かれていますけど、若者、地域住民、観光・商工関係者、自治体関係者、それこそ文化の関係の方は入るのか。それと今、土居委員からもありましたように、現在利用されている方が住民として入るのか。今検討されてるようなまちづくりワークショップの形式や規模感は、どんな状況かお聞かせ願いたいと思います。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 このまちづくりワークショップは、整備に関して建物の中などの部分ではなく、県民体育館を核とした地域のまちづくりという視点で御議論いただきたいと思います。商店街やはりまや橋辺りから県民体育館までに向かう道路といった部分で、ここを核としてしっかりとぎわいをつくっていくような視点でワークショップをやりたいと思っています。今、建物の設計がどうかというような話にはあまりならないのではないかと考えています。建設中、あるいは建設後に、ここを核としてどのようにぎわいをつくっていくかという視点から、話をいただくことで考えております。今のところ高校生、大学生、地域住民の方は、この潮江地区の方に入っていただきたいと考えております。あとは、利用者目線というよりは、例えば商店街の方といった方に入っただきながら、ワークショップをする形で考えております。建物自体については、検討会で議論をしていただいていますので、それとは別トラックで、まちづくりの視点で、ワークショップという形でやっていきたいと思っています。

◎細木委員 まちづくり・防災と書いているので、やはり防災の観点も入れてやらんといかんと思います。その建物については、今、基本計画案が出されちゅうけど、それに対して県民から意見を聞くというたら、実際のところは、もうパブコメしかなくなりますよね。パブコメで、その基本計画案について、配置のことや機能も含めてしっかり聞いて、それがこの検討会に反映されるようなスケジュールじゃないといかんと思いますけど、そこら辺はどんなふうな配慮をされていますか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 パブコメの前に、これまでも利用者や競技団体、いろんな関係するところにもアンケートを取っております。それからオープンハウスということで、高知市役所、県民体育館、オーテピアの3施設、それから高校生にもアンケートを行っております。パブリックコメントで聞くような内容に関しても、事前にそういった形でやっております。そういった意見を、今出しております基本計画の概要版の中にも少し入れながらやっております。今回パブリックコメントで受けた内容につきましても、基本計画を決定するまでには、しっかり入れていきたいと考えております。

◎細木委員 この間の検討会でも、コスト面をこれからもうちょっと精査して出したいという意見があったやないですか。かるぽーとを例にとったら、200億円近くかけて、修繕費用が100億円以上かかると。今は最低限の修繕だけで30億円にとどめちゅうけど、本当は100億円かかるんですよね。その計画案にどこまで推計ができるか分からないんですけど、今

後、維持費をどういうふうに提示して、県民の判断を仰ぐかということもしっかりやらないと、なかなか判断はつきにくいと思います。今でも詰め込み過ぎで全部中途半端になると、せっかく200億円、300億円かけて、使いにくい、20年たったらまたその半分ぐらいの修繕費が要ることになったら、本当に愛される体育館とは言えなくなる。そこら辺をしっかりと、コストについても出した上でのパブリックコメントにしていきたいと思いますが、どうでしょうか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 今回の御指摘の内容についても、県で再度精査をしながら、24日に次の検討会を予定してますので、そこではできるだけしっかり精査したものを出していきたいと思っております。

◎坂本委員 1つは、このスケジューリングの関係で、基本計画の策定は県が策定する形になっているんですけども、これ議会との関係でいうと単なる報告事項で終わるということですか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 県としては、これを受けまして、また議会にもしっかりと報告させていただき最終的には、この後、予算を伴う議案が出てまいりますので、基本設計といったものにつながってまいります。

◎坂本委員 基本設計等に関する予算を補正で組むのかどうかですけれども、そういう意味でいうと9月議会ですか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 今のところは、まだそこあたりまでは分からない話です。まず基本計画がしっかりできないと、そういったものを出していきませんので。民間資金活用のサウンディング調査なども行っておりますので、これによつては工法が変わって来たりします。PFI活用によつて、またいろんな事業手法が変わって来ますので、それによる予算の出し方が変わって来ようかと思います。

◎坂本委員 PFIの導入の可能性を調査せざるを得ないたてりになってはいますが、やはり我々が思うのは、病院PFIが破綻をしたという苦い教訓があるわけです。確かにその後もいろんな形のPFIはありますけれども、あれほどの大規模なPFIに匹敵する規模のものだと思うんで。そういう意味でいくと、あの病院PFIが破綻したときの教訓って何だったのかと。私たちが思うには、建設PFIだけだったらまだひょっとしたらというのはある。運営PFIに関わったことによつて、病院経営がいくら赤字でも、SPCにだけは毎年どんどん利益としてお金が入っていく仕組みに、何だこれはというようなことになったわけですよ。そういう意味でいくと、ただ単に導入可能性があるかないかだけじゃなくて、本当に導入した場合にどういうことが想定されるのかということ、相当想像力も働かせながら検討していく必要があるだろうし、先ほど細木委員が言われた今後の維持費、修繕費等の問題は、どこまで想定できるのかも含めて、事業手法の決定は本当に慎重に検討していただきたいと思いますが、その辺は部長お願いします。

◎小西観光振興スポーツ部長　今、民間活力導入の再調査を行っています。委員おっしゃるとおり、過去の病院の事例も、何が問題だったのかということは、我々も勉強をしているところです。仮にPFIを導入をしていくのであれば、そういったこともしっかりと踏まえて、同じような結果にならないような手だてを考え、実施していきたいということで、今庁内で総務部も一緒になって、そういったところの研究を始めている段階です。今後の維持費についても、今、なかなか精緻な金額は出せないですけど、他県の事例も参考にしながら、一定何年後かの維持修繕費を見込んだ形で、収支を検討していきたいと考えております。

◎坂本委員　検討会でずっと議論がされてくる中で、その時々によって新たな課題が次々に出てきたことが、非常に検討会のメンバーの皆さんの不信感を招いたという形だと思うんですね。それとあわせて、県民にとっては今何が課題なのか十分に分からないというか、断片的に伝えられてもですね。今回こういった基本計画をパブリックコメントを含めてまとめ上げていこうとしている段階で、今何が課題なのか県民へ事前にきちんと知らせるためにも、私は県として検討会で出されている課題と、それに向き合う県の姿勢、何が課題なのかということを、県民にもっときちんと知らせる必要があると思うんです。そういったことを改めて、例えば第7回の検討会があるのであれば、その第7回の検討会までに示すのか、あるいはもう最低でも第7回の検討会、検討委員の皆さんは分かっちゃうかもしれないけど、そこに出された資料が県民にも明らかになって、なおかつそれによって県民が今の課題がきちんと分かった上で判断していくという形をとる必要があるんだろうと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長　これまでの検討会につきまして、全てホームページ等で公開をしており、御覧になって連絡をいただいた方もおりますので、一定その広報についてはしっかりできているんじゃないかと。ただ検討会の中で、いろんな議論が出ております。今の場所で本当にいいのか、ひょっとしたら旧南中高とか、ちばさんの話ははどうだとか。検討委員から出てきた要請については、その都度、県としてはしっかり資料も整えて示しています。現有地で、社会体育施設を備えて、アリーナ機能を追加するという方向性を、県としてはしっかり検討会の中でも言い続けております。その中でもやはりちょっと不安視する声が出てきますので、そこについてはしっかり丁寧に説明をしながら、今の配置案でしっかり進めていきたいということを、県は一貫して説明しているところです。そこは多くの聞いていただいている方については、理解をしていただけるものだと考えております。

◎坂本委員　多くの聞いていただいている方って、検討会にどれだけ傍聴者が来ていますか。なおかつさっき言われた、広報をきちんとやりゆうういう言うけど、ホームページを見て、県民の多くは、その検討会の議事録なんか全部読みゆううと思いますか。そうじゃなくて、

もっと分かるように、今の課題と県の考え方。けど県の考え方は一貫してといいます、逆に言うたら一貫してという姿勢が、不信を招いているかもしれんわけですよ。あるいは検討会の会長の、ああいった冒頭での発言とか、いろんな場での発言につながっていると思うんですよ。その一貫した姿勢が問題なのではないかということも含めて、やっぱり県民には声もあるわけで。そういう意味で何が争点なのか、何が課題なのか。県はこういうふうな姿勢持ってますけども、検討会のメンバーからこんな声が出てますというふうに、多少ニュートラルな面も持って県民には知らせていかんと、それは決して理解と納得を得られるものにはならないんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 御指摘のとおりだと思います。少し言葉が足りなくて申し訳ないです。県としては今回県民体育館を建て替えるという中で、やはり今まで行われてきたスポーツ大会とかもしっかりやらないといけないと思っています。それに新たにアリーナ機能を持たせるところは、ずっとこれまでも説明してきております。ただ、委員がおっしゃられるように、検討の中でいろんな課題が出てきているのは確かです。またそのあたりもしっかり、もう一度第7回の会あたりでは分かるような資料もそろえて、示していきたいと思います。

◎坂本委員 もう1点、ずっと私も最初から言ってる、1つは防災機能を持たすということを書いてきたんですけれども、ただここへ来ての地下駐車場の問題だとか、そういうことを含めて、逆に防災機能を損ねるような案になりつつあるのではないかという心配をしています。L2であれば、地上であれ、地下であれ、車がかかるのは一緒やみたいな、そんな発想じゃなくて、いかに地下駐車場のほうが、L1であってもリスクが高いのか。L1だったら、地上であれば被害はないかもしれんですよ。ところが地下だったら、多分あるだろうということが想定される。そういうリスクを抱えてまでやるということの、必然性があるのかどうかを含めて議論してもらわないといけないと思います。

もう1つは、先ほど細木委員も言われた、まちづくりワークショップの関係です。今、高知市は潮江地区で、事前復興まちづくり計画のワークショップをやりゆうんですね。ここの整合性がどうなってくるのか。ここは本当に二線堤をどこへ通すかとかそんなことを含めて、いわゆるL2想定でずっと議論をしているんですよ。一方で、このまちづくりワークショップは多分L1想定で議論をするんじゃないかと思ったりもします。そこはL2想定でやるのかということもありますが、ここの整合性をどのように図っていくのかということも、1つの課題ではないかと思っています。防災の視点で、今考えられている点をもう一度お聞かせいただきたいと思います。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 防災の視点で言いますと、まずは津波が来たときにしっかり耐えられるような施設であること。それからあの地区でかなり大きな施設で人を収容できるのは、学校が高知工業高校、それから新しくできる体育館であろうと思って

いますので、そこに2階以上で浸水しない高さのところに、しっかり受け込めるような広さのもので整備をしていきたいと考えております。そのために高知市とも話をしながら、避難所として運営できるような備蓄といったものも整備していくことを、今考えているところです。

◎坂本委員 今の話では、地域との関係性の部分があんまりなかったんですけれども、それともう1点聞いておきたいのは、ひょっとメインアリーナで、5,000席フルハウスになっているときに地震が起きた場合、地域の避難者は受け入れられるんですか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 5,000席になってきますと、ほぼ埋まってるような状態かと思います。そのときにサブアリーナ、あるいは武道館がどのような状況かにもよりますが、一定そこあたりはまた今後しっかり検討もしていけない内容と思っております。

◎坂本委員 これから基本計画を策定していく上で、今の段階では、まだ多くの課題が残っていると思いますので、ぜひそういった課題にも応えられるような形での検討会で議論をしていていただきたいと思います。

いずれにしても検討会の皆さんが、県と市で我々の議論する前に結論ありきのような議論をされるんだったら、我々は何のためにあるのか、というような発言をさせるような姿勢で臨まないようにお願いしたいと思います。

◎寺内副委員長 新県民体育館、アリーナと言わしてもらいますけど、5,000人の収容の分ですね、私へ届いとる県民の声で、コンサートとかいろんな分で、一流のアーティストになったらどうしても高知へ来てくれない。それは観客の動員数が少ないから。他県へ行く方は、議論よりも、早く決めて造ってほしいという大きな声があります。スポーツで言うたらBリーグ、それからVリーグなどのプロの競技を見たいと。過去で言うたら、香川のバスケットチームが、県民体育館で1回やったときに体験された方がいるんで、出来上がってから、スポーツなどの本物を子供たちに見せたいと。実際に見て、そういった分を地元で応援をしたいという声もあります。

それから武道館については、大会になったときに、更衣室もなかなかないと。その場で隠れて着替えるような形やから、早く新しいところで大会にも参加して、交通の便もいいところで早くやりたい、早く決めてくれたらという声があります。

それからプールについても、今回、集約化の分で、障害スポーツの関係の分が入ってきますけども、今、県民体育館を使われている方は、女性が中心ですけれども、高齢者の方が歩行がなかなかできなくなって、プールの中で運動する健康志向ということです。その分で障害とともにやってくれたらと非常に期待もして、議論よりも少しでも早く決めていただいて、活用したいという県民の声、実情使われている方の期待の声もあるので、それはここで届けさせてもらいたいと思います。

私は潮江地区の議員でもありますけど、潮江地区の人口が2万6,000人です。潮江の南部地域、横浜、瀬戸、横瀬戸と言いますけど、長浜それから浦戸、御畳瀬を入れて4万人強の人口がいますので、トータルで7万人強の人口の潮江南部地域でいうと、ちょうど今回が東日本大震災が15年になりますけども、東日本大震災が起きて、何が起きたかいうたら旧南中高の移設がありました。この南部地域、特に潮江地区からしたら、移転をしたことによって、何が課題だったかいうたら、津波の浸水区域であるということで、南部に住んだらいけないようなイメージを県内の中で持たれた形で、実情特にこの南部潮江地区では住民移動が実際に起きて、高知市内の北部へどんどん移動していくという事柄も起きました。

その中で対策として国、県では三重防護、特に県が頑張っていたいて、港内の浦戸湾については防護もしてくれている中で、L1については、津波を入れないということが進んできました。L2については、想定外をなくすということですから、今の浸水区域、潮江地区の中で5メートルと言われてますけれども、これは何かいうたらこの堤防がない状態での最悪のケースで入れとるから、そこがどれぐらい来るか分からないんです。その議論の中で走っていくときに、想定外の数字でどんどんやられていますけど、現に今、今回議場でも言いましたように、浦戸湾の入り口を船が通れる170メートルに狭めるんです。どんどん津波を入れないようにしていっていますから。逆に言うたら南部地域でも、津波対策がどんどん取られていく。新川川、長浜川にも水門を造ったり、防災対策もどんどんしていっていますので、非常に浸水なんかも考慮されているところです。そのときに私が訴えたいのは、少しでも早く議論をしていただいて、潮江地区は特にまちづくりに関わりますし、高知市の南部地域では、現在地でということに非常に喜んでいる中でまちづくりが行われていますので、御検討の中では、その点を踏まえていただいて、約7万人強の住民が住むところが津波で住んだら駄目だという印象を持たれることを払拭するのが、ここにも関わっていることを訴えさせていただきます。

◎浜口委員 この4月から検討委員会の拡充、再編成というタイミングが新たにあるということで、本当に将来禍根を残さないように、市がいろいろ現位置にプールがあるからそのまま残してほしいとか、教育的配慮とか、いろいろおっしゃりたい気持ちは分かりますけれども、本当にそれでいいのかということ。収益性を得るんだったら、そのほうに持っていけないといけないと思いますし、今後近隣の公共施設は、恐らくこの10年以内に再編成されていきます。それを市も分かっていて、やらずして、この現状を維持しようということで、果たして本当に高知県の未来が切り開けるのかは、濱田知事も人口減少対策に力入れられるということなんで、やはり折衷案折衷案でいくスタイルは、私はあんまりよろしくないと思っています。この際、検討委員会が再編成されるに当たって、ゼロベースといいますか、もう1回何を目指すんだったのかということ、健康施設でも分かるんで

すけれども、近隣の土地が空いてくることが考えられることを想定すれば、いい機会じゃないかなと思います。アスパルこうちとの整合性というのも分かるんですけれども、それこそ、私は不登校の生徒さんは、もっといい環境の場所に早期に移るべきだと思っております。そういうことも考えて長期的に、50年以上県民の皆さんの生活、税金がどうなるかという話をしていますから、そこをもう一度、私自身、議会も考えるべきではないかと考えるんですけれども、その辺、部長のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

◎小西観光振興スポーツ部長 現在、検討を進めているところですけど、まずはこの現在地で整備をすることは、昨年度の在り方検討会からずっと、まずは中心部とのアクセスの部分で徒歩で15分圏内、ここが一番ふさわしいというふうなことで、検討会の中でもお話もさせてもらってますし、県としましては、新たに整備する場所としては、こちらが最も適していると判断しているところです。

それから、こちらの土地は高知市からずっと無償でお借りをしているところに現在地がありますので、その部分につきまして、現在、県民体育館でされているスポーツ大会、競技といったものがまずは、しっかりできるフロアを確保していこうということと、それにプラスをしまして、新たにコンサート、プロスポーツといったことができる機能、アリーナ機能を持たしていこうと考えております。社会体育施設に加えてアリーナ機能を持った施設を現行地でつくっていこうということで今議論をしております、その方向に向かって我々も資料をつくりながら説明を尽くしてるところです。

確かに先のことも考えていくべきですので、使い方についても多くの県民の方が、コンサートで利用される、それからスポーツでも利用していただくことで多くの県民の方が利用をしていただけるような施設を目指していきたいということと、やはり人口減少の中で、ほかの施設の集約化という部分は当然出てくると思いますので、そういった部分も今後新たに集約ができるものがないかも考えながらやっていきたいということです。先ほどもお話ししましたように、収支の部分も現時点でお示しできる部分はしっかりと、他県の事例を参考にしながら、示していきたいと考えております。

いずれにしても、県民の皆さんが誇りに思えるような体育施設をつくっていくことを目指して議論を進めていきたいと考えております。

◎浜口委員 民間の皆さんに運営を任せて収益を上げてもらうということでしたら、それなりの方向性があると思いますし、そうでなくて、体育施設で皆さんに広く使っていただくというのであれば、そちらの方向性があると思いますけれども、それを融合したものというのはなかなか難しいんじゃないかと思いますので、そこら辺はこの機会にもう一度考えていただければと思います。

◎金岡委員 いろいろな議論があると思います。しかしながら、恐らくアリーナができて、そこへ一度も足を運ぶことのない人もたくさんいらっしゃいます。そういう方々はな

かなかこの議論の対象にはなっていないんですよね。それはそれでいいんです。だから、皆さん方がしっかりと議論をしていただいて、この基本計画の策定を本当にしっかりやっていただきたい。

なぜそういうことを申し上げるかという、これがまた前後するようなことがあると、初めに見積りとしたものが、時間をかけるごとにどんどん膨らんでいくわけでしょう。そして今申し上げたとおり、県民ですから全然関係ないとは言いません。いろいろ考えてらっしゃる方もいらっしゃいますけど、それほどそこへ足を運ばない、あるいは1度も運ばない方も負担をせないかんわけですよ。ですから、できるだけ基本計画を立てられた後はスムーズに、一番最初に立てた見積りどおりにいくぐらいの形の中で進めていただきたいと思います。しっかりと議論をしていただいて、回数をもっと増やしてもいいじゃないですか。本当にもうこれ以上のことはないんだというぐらいの計画を立てていただいて、進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎西内委員長 質疑終わります。

以上で、スポーツ課を終わります。

〈スポーツツーリズム課〉

◎西内委員長 次に、阪神タイガース優勝記念パレードの収支決算と、経済波及効果についてスポーツツーリズム課の説明を求めます。

◎小西観光振興スポーツ部長 スポーツツーリズム課の報告事項の説明の前に、資料に修正点がありましたので御報告いたします。

資料の補足説明部分の記載に誤りがありました。中身につきましては、後ほど担当課長から説明いたします。

今後はこのようなことがないように、チェック体制を強化して資料づくりに取り組みたいと考えております。

ミスがありましたことを、心よりおわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

◎山田スポーツツーリズム課長 昨年11月に開催しました、阪神タイガース優勝記念パレードの収支決算と、経済波及効果について御説明いたします。

まず初めに、記載数字の訂正について御説明いたします。

資料右下、経済波及効果の欄の括弧書きの補足説明の注釈の1つ目、県外からの入込客数4,325人と記載しておりますが、正しくは4,345人。

次に、その下の行の平均宿泊日数2.45日と記載しておりますが、正しくは2.4日です。

なお注釈部分への数字の記載間違いでありまして、経済波及効果等の数字には影響はありません。

せっかくのよい御報告でありながら、こうした初歩的な記載間違いをしてしまったことにつきまして、大変重く受け止めております。今後このようなことがないように、さらに

厳格な資料確認を徹底してまいります。

それでは、御説明いたします。

資料左上、パレードの概要を御覧ください。

令和7年11月10日の月曜日に、藤川球児監督、石井大智投手をはじめとする12名の選手やOBの方に参加をしていただきまして、パレードを実施しました。実施体制としましては、資料に記載をしております方々に委員として就任をいただいて、パレードに向けた様々な準備を進めてまいったところです。

次に、資料左下の収支仮決算について御説明いたします。

仮決算としておりますのは、全ての費用の支出につきましては完了しておりますものの、確定申告の関係で預金口座自体が残っており、通常の解約手続時に、その際に利息収入が21円発生する見込みですので、現時点では仮決算という形にさせていただいております、3月末時点で本決算として確定となる予定です。

パレードの開催費用の総額ですが、381万7,822円となりました。

収入の部を御覧ください。まず協賛金についてですが、一口25万円で11口にお申込みをいただきました。総額は275万円となっております。

協賛メニューの内容は、藤川球児監督や選手が乗車する2階建てバスに掲出する横断幕への企業ロゴの掲載です。

次に、寄附金について御説明します。

寄附金は、クラウドファンディングにより、個人の方から支援を頂いたもので、一口2万円で30口の支援と、支援者が任意に上乗せして支払う支援8万円がありまして、クラウドファンディングによる寄附金の総額は68万円となりました。そこからサイトの利用手数料12万7,160円が差し引かれまして、寄附金の収入としては55万2,840円となっております。

次に、負担金ですが、こちらは観光コンベンション協会からの負担金として、協賛金と寄附金で賄い切れない費用について負担をしていただいております。

次に、支出の部です。

需用費、役務費、委託料などはパレード開催にかかる費用で、警備費用や寄附の返礼品など、内容の欄に記載のものについて支出したものです。

次に、資料右下、経済波及効果について御説明します。

今回の阪神タイガース優勝記念パレードに伴う、県外からの入込客数による経済波及効果は、4億4,685万6,000円となっております。

算出対象としました県外からの入込客数は4,345人、実行委員会が推計しましたパレードの総観客数1万4,386人に対しまして、県の観光動向調査によるパレード当日のアンケートに基づきまして県外比率30.2%、こちらを乗じて算出しております。

次に、経済波及効果の算出方法ですが、パレード当日のアンケートに基づきまして、日

帰りの県外からの来場者が県内で消費した1人当たりの観光消費額8,941円と、その来場者数の実数及び宿泊を伴う県外からの来場者3,346人が、県内で消費した1人当たりの観光消費額2万8,088円と、その来場者の延人数を県の統計分析ツールに入力の上算出をいたしております。

その結果、パレードによります直接的な生産量や収入の増加などの経済効果を示す直接効果は2億9,874万3,000円。また直接効果によって刺激されました関連産業の需要拡大による経済活動の間接1次効果は9,969万3,000円。所得増加による消費拡大から生じる経済効果を示します間接2次効果は4,842万円となっております。

その下の補足説明につきましては、県外からの観光客が県内で消費した当初需要額は3億4,455万6,000円であり、上記で記載の直接効果2億9,874万3,000円との差額が、地域外に流出した金額であることを示しております。

以上で説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎細木委員 クラウドファンディングでの資金調達が68万円、収入の部は55万2,840円になっているんですけど、これはクラウドファンディングの返礼品や、手数料などの差引きということですか。

◎山田スポーツツーリズム課長 委員御指摘のとおりです。

◎細木委員 観光コンベンション協会51万5,000円ですけど、この負担金は51万4,263円やき、51万4,000円に四捨五入するがが本当じゃないですか。51万5,000円ですか。

◎山田スポーツツーリズム課長 もろもろの支出をしまして、足りない分を観光コンベンション協会に負担をしていただきますので、この残額の利子についても21円発生する予定ですので、それも戻すということになっております。

◎細木委員 分かりました。利子ね。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、スポーツツーリズム課を終わります。

これで観光振興スポーツ部を終わります。

昼食のため、休憩とします。再開は午後1時10分とします。

(昼食のため休憩 12時04分～13時07分)

◎西内委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

《土木部》

◎西内委員長 次に、土木部について行います。

それでは議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、高知県収入証紙条例を廃止する等の条例議案である第46号議案については、部長が一括して説明した後、質疑を行い、各課長の説明は省略したいと思います。

また、その他の部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので御了承願います。

◎横地土木部長 それでは、2月議会に提出しております土木部の議案につきまして説明いたします。タブレットの2ページを御覧ください。令和8年度の土木部当初予算案のポイントをまとめた資料であります。

左側の、令和8年度当初予算の基本的な考え方を御覧ください。

土木部では、県民の安全・安心の確保と、地域の活力の増進を図り、県民が将来に希望を持って暮らせる「安全・安心な高知」を実現するため、以下の6つの方針により予算を編成いたしました。

1点目は、南海トラフ地震対策の推進、2点目は、豪雨等災害対策の推進、3点目は、産業振興や安全・安心につながるインフラ整備の推進、4点目は、既存インフラの有効活用と計画的な維持管理・更新、5点目は、元気な未来創造戦略施策（人口減少対策等）の推進、最後に6点目、デジタル化・グリーン化・グローバル化の推進であります。

次に、右上の一般会計の表を御覧ください。

左側半分、黄色の箇所になりますが、こちらは令和7年度と令和8年度の土木部の当初予算を比較したものであります。

令和8年度の当初予算をオレンジの枠で囲んでおりますが、土木部の当初予算の合計は、1行目の①土木部予算計にありますように737億9,500万円で、前年度と比較いたしますと、その右側にありますように20億3,800万円の増額、率にして1.03倍となっております。

右半分、ピンク色の箇所ですが、こちらは国土強靱化実施中期計画に基づく対策に係る予算を、国の補正予算として前倒しで頂いていることから、県予算におきましても昨年12月の補正予算として計上させていただき、この補正予算を含む実質的な予算ベース、いわゆる16か月予算で比較したものであります。

令和8年度の実質的予算の合計は、赤枠で囲んでおりますが、957億300万円で、前年度と比較いたしますと29億3,400万円の増額、率にして1.03倍となっております。

その下の棒グラフを御覧ください。こちらは16か月予算のうち、投資的予算をグラフ化したものであります。グラフの下にポイントをまとめてありますので、グラフと併せて御覧ください。

土木部における令和8年度当初予算の投資的経費は593億円と、前年度を上回る予算を確保しております。また、前年度の経済対策補正予算を含めた令和8年度の実質的な投資的予算につきましては、対前年度比1.02倍の806億円を計上しております。

土木部では引き続きこれらの予算を最大限活用し、防災・減災、国土強靱化に資するイ

ンフラ整備に全力で取り組んでまいります。

次に、棒グラフの下になりますが、特別会計・公営企業会計の表を御覧ください。

土地取得事業特別会計は12億800万円と、対前年度比では8,300万円の減額となっております。

その下、港湾整備事業特別会計は4億9,200万円と、対前年度比で500万円の減額となっております。

その下、流域下水道事業会計は23億100万円と、対前年度比で3億8,600万円の減額となっております。

続きまして、3ページを御覧ください。

ここからは、土木部の6つの予算編成方針ごとにまとめた資料になります。予算額につきましては、括弧の外の金額が当初予算額、括弧の中の金額が16か月予算を表しております。

まず、1 南海トラフ地震対策の推進であります。

上段の、（１）「命を守る」対策では、住宅の耐震化や河川・港湾・海岸の地震・津波対策等に取り組めます。特に、マル拡と記載しております、住宅の耐震化の促進につきましては、いわゆる2000年基準以前の木造住宅まで耐震診断の補助対象を拡充するほか、耐震改修以外の新たな選択肢として、耐震シェルターの設置を補助対象に追加するための予算を計上しております。

左下の、（２）「命をつなぐ」対策では、四国8の字ネットワーク等の整備促進や、緊急輸送道路等における橋梁耐震対策、のり面防災対策等に取り組んでまいります。特に、のり面防災対策につきましては、マル新と記載しておりますように、県単独事業、道路防災対策推進事業を創設し、対策の加速化を図ってまいります。

右下の、（３）「生活を立ち上げる」対策では、地震後の復旧・復興事業を円滑に進めるため、市町村と連携をしながら地籍調査を推進いたします。

以上、これらの対策を進めるため、令和8年度の当初予算は右上にありますように、210億9,600万円、16か月予算で315億2,300万円を計上しております。

続きまして、4ページを御覧ください。2 豪雨等災害対策の推進であります。

上段の、（１）インフラ未整備箇所の整備では、中小河川の治水対策やダム建設、土砂災害対策、道路ののり面防災対策、海岸の高潮・高波対策等に取り組んでまいります。

左下の、（２）ダメージを除去し、後の大きな被災を防ぐでは、国の有利な起債制度を最大限に活用しながら、河川やダム等に堆積した土砂を計画的にしゅんせつするほか、河川やダム等の施設の維持管理に取り組んでまいります。

また、自然災害により被災した公共土木施設の復旧や道路の崩土、海岸に漂着した流木に迅速に対応するため、予備的な費用を計上しております。

右下の、（３）その他では、土砂災害警戒区域や高潮ハザードマップなど、災害に関する警戒区域図の作成を行ってまいります。

以上、これらの対策を進めるため、令和８年度の当初予算は右上にありますように、172億6,600万円、16か月予算で264億6,500万円を計上しております。

続きまして、５ページを御覧ください。３産業振興や安全・安心につながるインフラ整備の推進であります。

左上の道路・都市の分野では、四国８の字ネットワークの整備促進をはじめ、緊急輸送道路等の橋梁の耐震対策や、のり面防災対策、地域の実情に応じた1.5車線の道路整備、観光振興などに寄与する都市公園施設の整備などに引き続き取り組んでまいります。

右上の河川・砂防・港湾・海岸の分野では、中小河川の治水対策や、浦戸湾の三重防護などの地震・津波対策などに引き続き取り組んでまいります。

その下、住宅・建築の分野では、南海トラフ地震対策の重点課題であります住宅の耐震対策に加え、空き家改修等の支援を拡充し取り組んでまいります。

その下、その他として、地域住民からの要望に迅速に対応する地域の安全安心推進事業にも引き続き取り組んでまいります。

以上、これらの対策を進めるため、令和８年度の当初予算は右上にありますように、443億7,300万円、16か月予算で657億7,000万円を計上しております。

左下の、４既存インフラの有効活用と計画的な維持管理・更新では、道路や河川などの既存インフラの計画的な維持管理の推進や、高知港などの港湾の利活用の促進を図るとともに、クルーズ受入体制及び振興策の充実・強化を図ってまいります。

以上、これらの対策を進めるため、令和８年度の当初予算は、枠囲み内にありますように、150億7,800万円、16か月予算で184億8,500万円を計上しております。

続きまして、６ページを御覧ください。５元気な未来創造戦略施策（人口減少対策等）の推進であります。

左上の建設業における女性活躍の促進では、デジタル化が進み、女性が活躍できる建設業の魅力をPRする動画を制作するとともに、女性活躍の拡大につながります建設ディレクターの導入を引き続き後押ししてまいります。

その右、空き家の掘り起こし等の強化では、健全な住環境の形成及び移住・定住の促進を図る上で、喫緊の課題となっております放置空き家の解決策を強化するもので、空き家対策講演会等開催委託などに取り組んでまいります。

さらにその右、河川の維持管理における効率化では、人口減少に伴う担い手不足を解消するために、河川堤防における除草作業の機械化や施設点検の高度化に新たに取り組んでまいります。

以上、これらの対策を進めるため、令和８年度の当初予算及び16か月予算は、右側上段

にありますように、3億6,300万円を計上しております。

最後になりますが、6 デジタル化・グリーン化・グローバル化の推進であります。

左下のデジタル化では、インフラ分野のDXに向けた取組に係る費用を計上しております。特にマル新と記載しております、建設分野におけるデジタル化の加速支援では、県内建設事業者を対象に、ICT施工の実施レベルに応じた支援を行うとともに、取組の有効性や課題を検証することにより、さらなる活用拡大につなげ、若い世代に対する建設業のイメージアップ、魅力ある現場環境の創出に取り組んでまいります。

その下、3D都市モデルの整備では、県内津波浸水予測区域におきまして、3D都市モデルを整備するとともに、浸水シミュレーションを実施し、都市における防災対策やまちづくりなどに利活用するものであります。

右側のグリーン化では、脱炭素社会の実現に向けた取組に係る費用を計上しております。

公共施設照明のLED化の推進では、高知駅大屋根などにおいて、省エネ化による地球温暖化防止に加え、長寿命化による維持管理費の縮減など、ライフサイクルコストの縮減を目指しております。

右下のグローバル化では、外国客船の受入れ対応として、高知港などへの寄港時の観光案内やシャトルバス運行などを実施するための予算を計上しております。

以上、これらの対策を進めるため、令和8年度の当初予算及び16か月予算は、右側中段にありますように、9億400万円を計上しております。

続きまして、7ページは、土木部の一般会計の総括表、8ページは特別会計の総括表、9ページは、流域下水道事業会計の総括表となっております。

続きまして、10ページを御覧ください。令和7年度の2月補正予算であります。

表の左から3列目、補正見込額の最下段にありますように、一般会計では79億6,159万3,000円の減額となっております。これは通常事業の精算のほか、令和7年度における国の経済対策補正予算や災害復旧費が当初の見込みを下回ったことなどによるものであります。

続きまして、11ページの特別会計を御覧ください。

土地取得事業では、過年度の用地国債事業の精算に伴い、一般会計の繰り出しを行うことにより、64万円を増額。また港湾整備事業では、須崎港の需用費が見込みを下回ったことなどにより、1,341万3,000円を減額するものであります。

続きまして、12ページの流域下水道事業会計を御覧ください。

収益的予算では、汚泥の減量化に伴う産業廃棄物処理委託料などの減額。また資本的予算では国の内示差などを減額するものであります。

続きまして、13ページを御覧ください。令和7年度の繰越明許費の追加と変更について説明をいたします。

第2表繰越明許費補正の1追加の表のうち、次の14ページの右下、12款土木費にありま

す37億7,711万6,000円及び16ページの15款災害復旧費のうち、3項土木施設災害復旧費にあります9億6,917万3,000円について、この議会で追加の議決をお願いするものであります。

続きまして、17ページを御覧ください。

2 変更の表のうち、次の18ページの左下、12款土木費にありますように、12月までに承認いただきました繰越しと合わせて、補正後561億4,401万6,000円について、変更の議決をお願いするものであります。

次に19ページを御覧ください。条例その他議案の目録となります。

土木部がお諮りいたしますのは条例議案として、第46号及び第61号の2件。その他議案としては20ページに移りまして、第71号及び第72号の2件。合計4件です。

このうち、条例議案第46号の高知県収入証紙条例を廃止する等の条例議案につきましては、複数所属に関連するものであるため、私からまとめて説明をいたしますので、21ページを御覧ください。

今回の条例改正は資料上段の1、概要にありますように、高知県収入証紙条例を廃止するほか、当該条例の廃止に伴い、関係条例の規定の整理をしようとするものであります。

その下、2 収入証紙制度の概要の現状にありますとおり、県では運転免許証やパスポートの取得などに係る手数料及び使用料の一部につきまして、収入証紙で納付することとしております。収入証紙の特徴として、窓口で職員が現金を取り扱わないため、入金処理や釣銭準備などの業務が不要な一方で、利用者には購入方法が現金のみであるという課題があります。

その下、新たな納付方法を御覧ください。こうしたことから、収入証紙を廃止し、現金に加えてキャッシュレス決済に対応できる収納専用窓口を新たに設置して、県民サービスの向上を図るとともに、収納事務のデジタル化を推進することとしております。

この条例廃止に伴い、資料下段左の4 条例改正の概要にありますように、土木部においては、7本の条例改正が必要となります。

具体的には資料下段にお示ししております、高知県建設業法関係手数料徴収条例では、収入証紙による納付を前提としている手数料の納付時期について、申請書の提出と同時に納付することとしている規定を、申請書の提出の際に納付と改めるものであります。その他6本の条例についても同様の整理をするものであります。また、いずれもおおむね1年半後の令和9年8月1日から施行することとしております。

以上が、今回の条例改正の概要となっております。その他、各議案の詳細は後ほど担当課長から説明をいたします。

次に、22ページを御覧ください。12月議会以降3月末日までの間に開催する、土木部における主な審議会の開催実績です。

最後に、報告事項といたしまして、土木政策課から2件の報告があります。

詳細は、後ほど土木政策課長から説明いたします。

私からの総括説明は、以上です。

◎西内委員長 それでは、先ほど部長から説明のありました第46号議案について、質疑を行います。

(なし)

◎西内委員長 以上で、第46号議案の質疑を終わります。

〈土木政策課〉

◎西内委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

最初に、土木政策課の説明を求めます。

◎小笠原土木政策課長 当課の令和8年度当初予算、令和7年度補正予算、条例その他議案について御説明いたします。

最初に令和8年度当初予算です。1ページを御覧ください。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

7款分担金及び負担金の8目土木費負担金は、土木部で管理運営をしています土木行政総合情報システムの利用料のうち、市町村及び会計が異なる公営企業局分を負担金として受け入れるものです。また、市町村等に交流職員として派遣をしている職員について、派遣先に負担をしていただく人件費を受け入れるものです。

1つ下の、8款使用料及び手数料のうち、10目土木使用料は、土木事務所が庁舎や河川敷地などの目的外使用を許可した際の使用料を受け入れるものです。

2つ下の、11目土木手数料は、主に建設業の許可に係る審査や、建設事業者の経営事項審査などに係る手数料の収入です。

2ページを御覧ください。

上から3行目の、9款国庫支出金のうち、11目土木費補助金は、建設業活性化事業費の財源として厚生労働省の雇用開発支援事業費等補助金及び内閣府の地域未来交付金を受け入れるものです。

下から3つ目、14款諸収入は、県事業に伴う市町村負担金などに関する過年度収入です。

3ページをお願いします。

令和8年度の歳入予算額は、合計26億149万8,000円です。

続きまして、歳出について御説明いたします。4ページを御覧ください。

12款土木費の一番下の、1目土木政策費につきまして、右側の説明欄の順に主なものを御説明いたします。

まず、1人件費は、土木部職員の人件費のうち、事業費での充当分を差し引いた額を一括計上しております。

次の、2企画調整費につきましては、県の土木技術職員を対象とした研修の実施や、国が開催する研修への参加に要する経費などを計上しています。

5ページを御覧ください。

上から3つ目の、3土木諸費の1つ目、清掃等委託料は、土木事務所が管理する庁舎の清掃、空調機器点検、警備等の委託に要する経費です。

中ほどより少し下の、4建設業活性化事業費の2つ下の建設業事業継続計画認定業務委託料は、建設業者が策定する事業継続計画、BCPの認定に係る経費を計上しております。

その下の建設業活性化事業費補助金は、高知県建設業協会などによる建設業の重要性や魅力の発信などに関する取組を支援する経費です。

6ページを御覧ください。

2つ目の、5建設業者指導監督費は、建設業の許可や県の入札参加資格に必要な建設事業者の企業力を適正に評価するための経営事項審査に係る経費などを計上しています。

一番下の、7地域の安全安心推進事業費は、地域の生活に密着した道路や河川、砂防などの公共施設の維持修繕工事や小規模な改修工事などの地域からの要望に対して、各土木事務所の裁量で柔軟かつ迅速に対応するものです。

以上、令和8年度の歳出予算の合計は41億4,989万8,000円で、前年度と比較しますと1億3,032万4,000円の増額です。

以上が、令和8年度の当初予算の内容です。

次に、令和7年度補正予算について御説明いたします。

7ページを御覧ください。歳入の主なものについて御説明します。

一番上の、8款使用料及び手数料の11目土木手数料は、建設事業者の経営事項審査に係る手数料の見込みが減少したものです。

上から4つ目、9款国庫支出金の11目土木費補助金につきましては、歳出のところで御説明します施設整備工事請負費の入札差額などに応じて、財源である地域脱炭素移行・再エネ推進交付金等の受入れが減少したものです。

下から3つ目、15款県債の11目土木債は、土木事務所施設整備費において入札差額が生じたため、受入れ額が減少したものです。

8ページを御覧ください。

地域の安全安心推進事業債につきましては、一般財源から公的債などの有利な財源に振り替えたことによる増額です。

9ページを御覧ください。歳出について御説明いたします。

12款土木費の一番下、1目土木政策費の右側の説明欄の3つ目、2土木諸費の減額は、土木事務所の施設整備に係る実施設計等委託料の入札差額や、職員の病、産、育休に対応する会計年度任用職員の雇用月数などにより減額するものです。

10ページを御覧ください。

一番上の、3建設業活性化事業費の2つ目、建設業人材育成事業費補助金は、当初の計画より申請件数等が少なかったため減額するものです。

2つ下の、4建設業者指導監督費につきましては、建設工事紛争審査会の開催状況による委員の報酬や会場の使用料、また、建設業の許可及び経営事項審査に関する情報処理に係る委託料などを減額するものです。

以上、歳出予算の補正額は1,980万7,000円の減額で、補正後の総額は41億4,600万3,000円です。

最後に、契約議案について御説明いたします。11ページをお願いいたします。

第71号議案、国道493号（北川道路・柏木トンネル）道路改築工事請負契約の締結に関する議案です。

12ページをお願いいたします。

国道493号（北川道路・柏木トンネル）道路改築工事は、一般競争入札を12月4日に実施しており、契約金額を13億8,908万円、契約の相手方を大旺新洋・轟組・三谷組特定建設工事共同企業体、完成期限を令和10年3月17日とする契約を締結しようとするものです。

資料の上段、1位置図に記載しております北川道路2－2工区のうち、赤い線で示しております、柏木トンネル延長270メートルを施工する工事です。

資料の下段、2工事概要の事業内容の欄を御覧ください。北川道路2－2工区は、災害時における広域的な救助・救援ルートを確保するとともに、道路防災上の危険箇所の回避を目的として、平成25年から着手しております。

なお、上の位置図で青色の着色をしております和田トンネルを含む2.7キロメートルの区間につきましては、令和7年2月に開通をしております。

土木政策課からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎細木委員 本会議で岡崎議員から、土佐清水市の道路の要望があったと思うんですけど、8の字ネットワークが終わってからという答弁やったと思います。土佐清水市を含む半島エリアということで、半島振興法が今年改正になって、半島振興計画を今年度中に策定せないかんかったと思うんですけど、それはインフラ含めて振興計画をつくらないかんがか、それも多分この土木政策課の所管かと思ったんですけど、そういうことではないですか。

◎小笠原土木政策課長 土木政策課では半島振興計画の策定は、所管しておりません。ちょっと私の知識不足で、どこが所管か今お答えできません。

◎細木委員 インフラ含めて計画をつくらないかんということなので、多分道路も含めて、そういう政策的なものを土木部がつくって、総合企画部かどこかとすり合わせてつくらないかんと思うんですけど、そんな情報はないですか。どこか答えられるところがあったら。

◎小笠原土木政策課長 庁内のいろいろな部署で計画策定、法によって改正する部分がありますけれども、そういったときには、事業計画を持っている主管課から、関係する部に照会があります。今回の半島振興計画の改正にあたっても、所管するところから土木部に対しては、インフラの整備は、道路も河川もいろいろあり、そういったところには照会がありますので、土木部が抱える政策の必要な部分を盛り込んでいくようにしております。

◎細木委員 詳細はちょっと分かりにくいので、もし何か関わりがあって、幡多地域のインフラを、今後どんなふうに計画するのかという情報、資料があったらまた教えてください。

◎寺内副委員長 去年の6月議会でその質問が出ていましたので、それをまた参考にしてもらえればと思います。

◎今城委員 地域の安全安心推進事業費ですけど、予算見積書見たら、若干努力をして予算要求を4,800万円ぐらい増額で頑張っているんですけど、やはりもとへ戻っている。もう少し努力が足らんのではないかと思うんですけども、どうですか。

◎小笠原土木政策課長 部としても4,800万円は、財政課との協議の中で非常にありがたい話でもあったんですけども、非常に期待をしていると思いましたが、4,800万円は大きな額ですので、その確保というところの努力が足りないのか、財政課サイドの全体の判断なのか。予算を切られて非常に残念なところではあります。

◎今城委員 来年はさらに工夫をして、予算獲得に向けてよろしくお願いします。

それから、補正で1,250万円、地域の安全安心推進事業債ということで、起債もできてるんですよ。その起債に触れる方法は、やはり難しいんですか。

◎小笠原土木政策課長 起債に触れるといいますか、全て一財ですので、そこは例えばしゅんせつ債のような財源に振り替えて、16億円は確保した中の一般財源と国費の色分けが変わったという認識をしていただければと思います。

◎今城委員 分かりました。それと土木事務所施設整備費です。大体ちょっと一段落ついて今年は少ないかと思うんですけど、次に整備の必要なところはどのように考えて、どのように取り組んでいきますか。

◎小笠原土木政策課長 耐震化、太陽光発電を乗せる屋根、LED化というのは、大体終息がついてきておるんですけども、4月の業務概要委員会でも御説明をした高知土木事務所が浸水区域にありますので、その浸水区域以外への移転が今直面する大きな課題です。そのほかにも、総務部から指示があつてます出先機関の統廃合という面では、中央東土木事務所などもありますけれども、中央東土木事務所は浸水区域外ですので、繰り返しますけど高知土木の移転に関して、総務部が所管しています中央東県税、西県税、それと農業振興部が所管しております高知農業改良普及所との統合的な施設の移転整備が課題です。

◎今城委員 実際に議論に入っているんですか。

◎小笠原土木政策課長 高知土木事務所が主体となりまして、議論を各所属、それと主管課と進めております。方向性は今、同じ方向を向いて進んでおります。

◎今城委員 1日でも早く、よろしくお願いします。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、土木政策課を終わります。

〈技術管理課〉

◎西内委員長 次に、技術管理課の説明を求めます。

◎高橋技術管理課長 技術管理課からは、令和8年度当初予算について御説明いたします。
1ページを御覧ください。

歳入について御説明いたします。

9款国庫支出金の右側、説明欄の1つ目については、歳出のところで説明いたします施工管理技術向上事業費等の財源として、厚生労働省の雇用開発支援事業費等補助金を受け入れるものです。

2つ目は、新規事業であります建設業デジタル化促進事業費の財源として、地域未来交付金を受け入れるものです。

15款県債についても、新規事業の請負工事費の財源として、公共事業等債を受け入れるものです。

このため、令和8年度の歳入予算額の合計は5,267万9,000円となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。次の2ページを御覧ください。

12款土木費の2目技術管理費につきまして、右側の説明欄に沿って主なものを御説明いたします。

まず、1優良建設工事施工者表彰費は、県が発注した建設工事のうち、優秀な成績で工事を完成させた企業と技術者等を表彰するもので、表彰の応募の取りまとめや表彰式、表彰工事の発表会などの運営業務を、民間事業者に委託するための経費等です。

次に、2施工管理技術向上事業費は、県内企業の土木技術者や県市町村の土木技術職員を対象に、新たな技術の習得や技術力のさらなる向上を目的として研修を行うもので、工事の施工管理に関する研修や、橋梁、トンネルなどの点検補修に関する研修の業務を委託するための経費です。

次に、3建設技術管理事業費の電子納品運用支援等委託料は、建設工事の完成当初などの電子データを保管する電子納品保管管理システムの運用保守に要する経費や、職員に対するCADソフトの操作研修等を委託するための経費です。

2つ下の、建設業活性化事業委託料は、建設現場の働き方改革や生産性向上に向けて、デジタル技術の活用等について検討する情報化技術活用検討委員会や、建設事業者の技術

者を対象としたデジタル技術活用の実技研修会などを開催するための経費です。

令和８年度は、受講者の習熟度、ニーズに応じ、基礎研修や遠隔施工、３Ｄプリンタ等の最新技術など、内容を充実しながら研修会を開催し、引き続き人材育成を行っていきます。

３ページを御覧ください。４建設業デジタル化促進事業費は、令和８年度の新規事業です。若者所得向上検討チームが経営改革モデルとして示した、建設業のデジタル化の推進による生産性向上を図るとともに、魅力ある現場環境を創出するため、県内建設事業者のＩＣＴ活用の実施レベルに応じてモデル工事を発注し、その有効性や課題の検証を行うものです。

別資料にて御説明いたしますので、４ページを御覧ください。

具体的には、左側に記載しています基礎編として、ＩＣＴ活用が遅れている小規模事業者を対象に、ＩＣＴ内製化に向けて全面的にサポートするコースのほか、右側上段の応用編①として、大規模災害時を想定した建設機械の遠隔施工や、その下段、応用編②として省人化に効果的な新技術である３Ｄプリンタの活用等について、モデル工事によって有効性や課題の検証を行います。

これらの取組により生産性の向上を図るとともに、若い世代に対しデジタル化が進む建設業の魅力をＰＲし、新規入職者の確保等につなげたいと考えています。

恐れ入りますが、３ページにお戻りください。

以上、令和８年度の歳出予算の合計は7,459万6,000円で、前年度と比較しますと5,294万円の増額となっております。

以上が、令和８年度の当初予算の内容です。

技術管理課からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎浜口委員 今御説明いただきました、建設業デジタル化加速事業ですけれども、モデル工事というのはあくまで仮の想定というか、県がこういう形でモデル的にやっていただくということでしょうか。

◎高橋技術管理課長 幾つか工事を選びまして、この目的に沿った形でやってくださいと指定した上で、発注することで考えております。

◎浜口委員 現場は、想定されているのでしょうか。

◎高橋技術管理課長 まだ現在は絞りきっていないんですけれども、一定想定して、この検証に沿うものの現場を設定してから発注するというふうに考えております。

◎今城委員 デジタル化の関連で、３Ｄプリンタを使う場合の仕様書や特記仕様の準備はできているんですか。

◎高橋技術管理課長 要領をもとにやってくださいというスタイルで発注するようになります。

ますが、今準備中です。今年度中に要領をつくって、それをもとに発注することを考えております。

◎寺内副委員長 技術管理は非常に大事ですので1点確認です。維持管理エキスパート研修の新技术コースは、どのような研修内容か聞きたいんですけども。

◎高橋技術管理課長 これまでやってきたのは、例えばトンネルの中を調査機で走らせて、AIを使ってクラックがどれぐらい入っているかという技術や、橋梁を点検するとき人がなかなか回っていけないところがあるので、ドローンを使った方法の研修などを今までやってきています。来年度は水中ドローンも使っていきたいと考えております。

◎寺内副委員長 ぜひ技術をどんどん進めていってもらいたいと思うので、お願いします。

◎細木委員 同じくデジタル化ですけど、働き方改革につながったり、若い人の雇用の拡大ということで言えば、こういう機器を購入したりするときは、どんな補助事業が該当になりますか。

◎高橋技術管理課長 今年度であれば商工労働部でデジタル化の補助がありまして、来年度もちょっと名前を変えて商工労働部で準備されています。機器類の購入については、そちらを利用させていただくことを想定しております。

◎細木委員 そしたら、機器類は商工労働部で、技術管理課では、技術の習得をやられているということで、分かりました。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、技術管理課を終わります。

〈用地対策課〉

◎西内委員長 次に、用地対策課の説明を求めます。

◎武中用地対策課長 用地対策課の令和8年度当初予算と令和7年度補正予算について、御説明いたします。

当課は一般会計と土地取得事業特別会計があるので、まず一般会計から順に御説明いたします。資料の1ページを御覧ください。

令和8年度一般会計の歳入予算で、主なものを説明します。

まず、中段あたりの第9款国庫支出金、5目土木費負担金の(1)用地対策費負担金は、市町村が実施する地籍調査事業に係る国庫負担金です。

その下の、9目土木費委託金の(2)用地対策費委託金は、国から受託している、四国8の字ネットワークの用地先行取得事業に関する事務委託費です。

以上、2ページにありますとおり、一般会計の歳入予算の総額は11億538万6,000円となっております。

続いて、歳出予算について説明いたします。3ページを御覧ください。

3目用地対策費の右側の説明欄に沿って、主なものを説明いたします。

まず、2 用地指導費のうち、2 つ目の未登記処理測量等委託料は、過去に公共用地として取得した土地で、分筆登記や所有権移転登記ができていない、いわゆる未登記の土地の再測量業務など、登記処理に必要な業務を委託するための経費です。

4 ページの 2 つ目、分筆登記等事務委託料は、四国 8 の字ネットワークの用地買収後の分筆登記業務等を委託するための経費です。

次に、2 つ下の高知県用地対策連絡協議会負担金は、知事が代表を務める団体である高知県用地対策連絡協議会への負担金であり、双方代理による契約を有効なものにするため、議会の議決をもって事前許諾を頂こうとするものです。

次に、3 砂利対策費のうち測量調査等委託料は、海砂利採取による砂浜への侵食の影響を確認するため、採取土場の近傍にある 4 海岸での定点観測調査と、3 年ごとに実施している砂利採取土場の砂の残存量を確認する深淺測量調査に要する経費を計上しております。

次に、4 河川海岸等自然保護対策費は、各土木事務所に配置しております土木巡視管理員の雇用に係る報酬や旅費などの経費を計上しております。

次に、6 土地利用調整費のうち、5 ページの 3 つ目の土地利用規制等対策費交付金は、国土利用計画法に基づく大規模な土地取引の届出内容の審査などを行う窓口であります市町村に対して、事務費相当分を交付するものです。

次に、7 地価調査費のうち基準地地価鑑定委託料は、地価調査の実施において、県内 240 地点の毎年 7 月 1 日時点での標準的な土地の価格を鑑定する委託業務に係る経費となります。

次に、8 国土調査費のうち地籍調査事業費補助金は、地籍調査の事業主体である 23 市町村が実施する測量調査等の経費に対して補助を行うものです。

次の、4 目収用委員会費の 1 収用委員会運営費は、収用委員 7 名の報酬や旅費など収用委員会の運営に要する経費となります。

以上、6 ページにありますとおり、一般会計の歳出予算の総額は 18 億 5,905 万 1,000 円で、前年度と比較して約 4 億 1,700 万円の増額となっております。

7 ページを御覧ください。続いて、土地取得事業特別会計について御説明いたします。

まず歳入予算ですが、1 目財産収入の（2）、財産売払収入は、四国 8 の字ネットワークの事業施行者である国に代わって、これまでに県が先行取得した用地について、国が用地国債制度に基づいて 4 か年に分割して再取得することとなるため、令和 8 年度に国から支払いを受ける金額を計上しております。

また、4 目県債の（1）土地取得事業債は、四国 8 の字ネットワークの用地の先行取得事業に要する経費の財源として計上しております。

次の、8 ページを御覧ください。歳出予算について説明いたします。

2 目土地取得事業費の右側の説明欄を御覧ください。

1 土地取得事業費は、佐賀大方道路及び大方四万十道路の用地買収の契約に要する経費を計上しております。

次の、2 地方債元利償還金は県債の償還を行うものです。

以上が、令和8年度の当初予算の説明となります。

続きまして、令和7年度補正予算について御説明いたします。10ページを御覧ください。

まず一般会計から説明いたします。このページの歳入の補正につきましては、歳出予算の補正に関連しておりますので、内容は歳出で併せて説明いたします。

11ページを御覧ください。

3 目用地対策費の説明欄で、1 用地指導費の分筆登記等事務委託料は、分筆登記業務の処理件数が当初想定していた件数を下回ったことなどにより、減額補正をするものです。

次に、2 国土調査費の地籍調査事業費補助金は、国の経済対策補正予算の活用の申出があった高知市など、6 市町の地籍調査の推進を図るために、予算の増額をお願いするものです。

その下の、4 目収用委員会費の1 収用委員会運営費は、収用委員会の開催回数が当初の見込みを下回ったことによる委員報酬の減額と、収用裁決の審議における経費として、土地等の鑑定評価手数料などを見込んでおりましたが、これらが不要となったことなどにより減額補正をするものです。

以上、12ページにありますとおり、令和7年度の一般会計補正予算の総額は3億1,006万1,000円の増額となっております。

13ページを御覧ください。続いて、繰越明許費について御説明いたします。

3 目用地対策費の国土調査費は、先ほど説明いたしました国の経済対策補正予算に対応するため、当初予算の未執行分と今回の補正予算を合わせた全額の繰越しをお願いするものです。

15ページを御覧ください。続いて、土地取得事業特別会計について御説明いたします。

2 目土地取得事業費は、佐賀大方道路及び大方四万十道路での用地買収費として計上していたものを、予算執行の決算見込みに合わせて減額補正をし、また過年度の用地国債事業の精算に伴い、一般会計への繰り出しをするものです。

17ページを御覧ください。続いて、繰越明許費について御説明いたします。

2 目土地取得事業費は、令和7年度中に土地建物等の用地買収契約を締結したものうち、移転先の選定等に日数を要し、年度内に土地の引渡しが出来ないものなどについて、繰越しをお願いするものです。

用地対策課からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 地籍調査事業費補助金で、来年度の当初予算で見積もるときは24億円で、査

定で15億6,000万円に減額されています。けれども、前年度よりは増えていると。その減額された理由は、経済対策で補正が組まれているから、当初予算は減額してもいいだろうというような理由ですか。

◎武中用地対策課長 まず、最近、国の内示率がちょっと低いもので、財政課との予算協議の折衝の中では、過去何年間分の予算の内示率をあらかじめ説明しております。それに合わせて財政課が大体このぐらいというところで、例えば65%というような形ですので、そういうことを受けての予算の決定になっております。

◎坂本委員 そしたら、当初予算で決定した額と、今回補正で増額する分については関係ないということですか。

◎武中用地対策課長 関係ないことはないんですけども、先ほど言いましたとおり、まず県が財政課において査定されます。それは割と多めに査定をしてくれるんですけども、その後、国が内示を出すわけです。そこで、当然内示差の差額が出てきますので、それを見越した形でやりますが、ただ今回の場合、例年と違いまして、12月補正ではなく2月補正でやることになった関係で、ふだんやったら大体12月に増額補正をして、2月は何千万円か減額補正をするところですけども、今年はイレギュラーな形になっていますので、例年から比べたら見にくいやり方になっています。

◎横地土木部長 この地籍調査に関する問題は、我々ももちろん問題意識を持っているんですけども、実は全国ほかの自治体でも同じような傾向があります。その契機となったのは、恐らくですけども能登半島地震を受けて、あの状況を見て、地籍調査をちゃんとやっておかないと復興の足かせになりかねないことに気がついて、全国の自治体がこの地籍調査に今相当本気になって取り組み始めている感じがいたします。その影響を受けて、今、国の予算の取り合いになっている状況もあると思っております。

本県は、全国の中では比較的地籍調査が進んできているほうではあるんですけども、ただやっていかないといけない部分は当然あります。先ほど申し上げたような影響を受けて、今、国の予算も少し取り合いの状況になっていて、国も当初予算、補正予算、いろいろなものを組みながら、何とかその対応をしようと思っているところで、いろんなところの予算を使いながら、我々も国の動向を注視しながら予算を組ませていただいている。

委員からも御指摘のあった、減額になったり、あるいはまた補正で積み上げたりということについては、そういうような全国的な流れとしての影響を受けていると思っております。

◎坂本委員 今言われたように、本来能登半島地震の影響を見るまでもなく、我々はずっとこの間言ってきたのは、復興ということを考えたら地籍調査をとにかく進めておかないといけないと。どうやって増額するかは大変な課題ということは、もうずっと指摘してきたわけです。そういう意味でいくと、例年進捗率にして大体1%程度という形で予算を組

んできたと思うんですけど、今回は、国も多少増額したり、それを受けて県も増額しているわけです。今回の予算でいくとこの補正の分も含めて、何%程度の進捗率に反映すると見ていいのでしょうか。

◎武中用地対策課長 金額によって進捗率は、出てこないと考えております。市町村がやる実施区域が、山であったり、人口密集地域であったりといったことによって、お金に関係なく、面積は影響されます。先ほどの委員の質問への答えにはならんかもしれませんが、お金と面積は連動しておりません。

あわせて、先ほどの部長の説明の補足をさせていただきたいんですけども、国の予算状況を踏まえまして、県の取組状況を補足説明させていただきます。令和8年度の市町村の要望額につきましては、令和7年度と比較しまして、県からの補助金ベースで約3億8,500万円ほど増加している状況です。本県の事業費要望増もそうですけれども、地籍調査の必要性に対する意識の高まりですとか、人件費や資材高騰などによりまして、全国からも要望額が年々増加しているのに対して、国の全体予算はここ約10年間ほぼ変わらないか、僅か微増程度です。当初予算と補正予算と合わせても、約150億円弱程度です。こういう状況ですから、全国からの要望については全く満たしていない状況で、国から各県への補助金割当ても同じように年々減少傾向にありまして、本県への配分は、令和6年度当初予算では約73%でしたが、令和7年度の当初予算では約61%で、10%以上も減少している状況です。

このような状況から、県としまして、令和7年度の取組としましては、各市町村が令和8年度の事業費要望を行うに当たって、補助率は同じですけれども、事業メニューの中で、過去の実績等から比較的内示率が高く配分されている事業メニューで要望するように促しております。今月末に示されるであろう、令和8年度当初予算の国の内示状況を注視していく必要があると思っています。

この内示率が低いということでは、市町村が行う調査面積の進捗状況にも悪影響がありますので、部内では令和8年度中には、国に対して予算の確保、予算の獲得に向けて、政策提言なども含めた何らかの働きかけをするべきではないかということで、現在その準備を進めているところです。

◎坂本委員 国は、全体では増額してるのかもしれませんが、配分でいうと令和6年から7年に対しては、10%ほど減ったという話ですけれども、令和7年から令和8年に向けた予算の中で、国の財源としては、2億円以上増額して予算を組んでいますよね。減額傾向にあるのに増額したというのは、やはり国の予算を取ろうという思いで増額されたんですか。

◎武中用地対策課長 当然、市町村の生の要望額を受けて、我々も国に対して要望していきますので、先に県が査定していくことにはならないということです。

◎坂本委員 面積と額は比例せんというのは、分かるんです。そうは言うても大体今までよく言われたのは、1%程度という言い方をされてきましたけれども、そこは変わっていないということですか。それとも、1.2%だとか。行くか行かないか別にしてです。

◎武中用地対策課長 県の目標としましては、これまでどおり県全体の進捗率1%を目標にしておりますし、それから津波浸水区域については約2%ぐらいの進捗率を目標としておりますが、なかなか面積と比例していなくて、ちょっと目標値を切れている状況にはあります。我々としては、特に津波浸水区域の優先実施を考えておりまして、市町村長には、ここから先に実施してくださいということで、直接訪問させていただいて要請しているところです。

◎坂本委員 直接、土木部とは関係ないかもしれませんが、今、沿岸自治体が事前復興まちづくり計画を策定してますよね。例えば事前復興まちづくり計画を策定した自治体には、より予算もつけて、それをまちづくり計画の具体化を図っていくためにも、地籍調査を早くやってもらいますと、そのための予算は多少加算していきますとか、そんなことはないですか。

◎武中用地対策課長 比較的内示が高く配分されている事業メニューは、まさしく事前復興まちづくり計画と連携連動した事業箇所で要望するといった要件があります。ただ、そういったことで、県としては手を挙げてくださいと促してはおるんですけれども、実際それを決めるのは県ではなく、国になってきます。少しでも内示の高いもので予算獲得していこうというのが、今の県の取組です。

◎坂本委員 まちづくり計画を策定したところへの予算配分の在り方など、仕組みとしてあるんであったら、また後で構いませんが、こんな仕組みで国は予算配分をしていますというようなものがあれば、資料提供をお願いできたらと思います。

いずれにしても、この地籍調査は本当に急がなければならないと思います。それこそ部長がさっき言った、各都道府県で分取り合戦じゃないですけれども、本県は事前復興まちづくり計画を全国に先駆けて取り組みされていますので、やはり政策提言をするなりして予算額を獲得していくように、よろしくお願いします。

◎西内委員長 資料提供の話がありましたが、御用意できるんですか。

◎武中用地対策課長 はい。資料を持って、説明に参るようにいたします。

◎細木委員 関連です。進捗率は、津波浸水エリアとそれ以外に分けて、それぞれパーセントが取られているんですか。

◎武中用地対策課長 令和7年度末の速報値で、まだ確定値ではないんですけれども、今のところ高知県全体の進捗率では61.4%です。津波浸水予測区域につきましては、44.2%になっております。

◎細木委員 1日も早く100%にという思いもあるんですけど、100%達成の年限の見込み

は大体どのあたりを想定しているのでしょうか。

◎武中用地対策課長 先ほど坂本委員から、年に1%というようなやり取りがありましたけれども、それを考えますと、今61.4%ですので、単純に年1%でいくと40年はかかるのと考えております。

◎細木委員 4ページの海岸の侵食のところですか。4地点で調査をされているということですけど、今までもその同じ4地点で調べているのか、ちょこちょこ変えて調べているのか、どんな感じでしょうか。

◎武中用地対策課長 同じ4地点です。

◎細木委員 ここの数年の侵食の変化の状況と、ほかのところを調べないかん必要性はないのか。その2点お願いします。

◎武中用地対策課長 砂浜が痩せているということは、今のところないです。それと、ほかの箇所ということですけども、基本的には広く分散ということで県下の幾つかのポイントでやっております。場所を言いますと、宇佐沖の五色ノ浜、須崎の押岡海岸、中土佐町の矢井賀海岸、それからちょっと離れまして、土佐清水市の大岐の浜というところですか。基本的に砂利採取をしているところは、大体宇佐から中土佐町ぐらいまでの幾つかのポイントでやっていますし、土佐清水市では布沖で採取しておりますので、その関係で大岐の浜を調べている。基本的に砂浜海岸の侵食を調べておりますので、そういったところでやっております。

◎細木委員 昔から比べたら、浜はかなり痩せて、それこそ災害の誘発にもつながるということで、ほかのエリアが本当に調べんでええかなという思いがあって質問させていただきました。また県民から、そういう調査の要望があったら、対応も検討していただきたいと思います。

◎武中用地対策課長 承知いたしました。

◎土居委員 用地対策費が前年度から30%以上も増加しているんですけども、これの要因は、先ほど言った地籍調査の事業費を見積もっているということですか。主たる要因は何でしょうか。

◎武中用地対策課長 地籍調査事業費補助金が、去年から比べて伸びているところもあります。あとのところはそんなに大きく伸びているところはないと思います。

◎土居委員 用地対策課は令和8年の組織改革で、職員が増えるということじゃなかったですか。

◎武中用地対策課長 高規格道路用地室が1名増える形になっております。

◎土居委員 防災・減災、国土強靱化事業を進めていく上で、用地取得の遅延が事業の遅延につながるということも、我々自民党としても懸念をして、そのことはずっと言っていたんで、それよかったと思います。1名増えることで、スムーズに用地取得が進んでいく

という理解でよろしいでしょうか。

◎武中用地対策課長 高規格道路用地室が1名増員になりますけれども、今、西方面と東方面とかかっておりますけれども、国からの受託額については、今のところ東方面より西方面のほうが圧倒的に多いので、令和8年度については、幡多に駐在職員を5名置く。それから東方面はこれまでどおり3名体制でいくという形で、今のところは西方面に力を入れてやっていこうとしております。

◎土居委員 これまでなかなか人は増えなかったと思うんですけど、今回よく財政課が納得してくれたなという思いもあります。どうやって説得をされたんですか。

◎梅森副部長（総括） 人員の話につきましては、土木部全体の中でのスクラップも一定させてもらいながら、どこを増やすかといったところで、業務量の多いところとか、全体を見てやっております。当然、8の字ネットワークにつきましては重要な部分で、県議会議員の皆様から財政当局や人事当局にもお声をいただいているところもあって、そういう配慮もあったのかと思います。全体の中で、本格化していかないといけないというところで、認めたのではないかと考えております。

◎寺内副委員長 先ほど海岸の侵食の意見も委員から出たんですけども、高知県自体は地産地消ということで、高知の砂を建築のほうに使うということで、県外の砂は入ってこない。あくまで地元の分を使っていくということで地産地消、それは大いに賛同するところですけども、その中で先ほど課長のほうから説明あった土場調査で、こちらの測量調査があると思いますけど、侵食もあるからこそ、この調査が大事になってくると思うんです。逆に沖合の調査をしていって、取れるところは取っていって、それで地産地消は守られると思うんですけども、この調査費は大いに活用してもらいたいし、今後もこうしたことを広げてもらいたいと思いますが、御意見はどうでしょうか。

◎武中用地対策課長 この深淺測量調査は、3年に1度の土場調査ということでやっております。金額で言いますと、大体この3年に1回1,500万円程度をかけてやっております。県内8土場に測量調査船を走らせて、海底の地形の砂の状況を見ます。そんな中で、ある一定の面積規模を超えると、その測船のところはもう取ったら駄目ということにしております。現状では宇佐沖の宇津賀山という土場がありますけれども、そこが一番近いということもあるし、砂の品質も非常にいいこともあって、そこに集中しておりますので、その土場が今、枯渇状況に陥っており、今後そこに替わる土場をどうするかも課題になってきております。

どうしても漁業権設定エリアでありますと、漁業者、漁協等々の同意も要りますので、そういったことが不要とは言いませんけれども、少しでも漁業者の理解を得られる沖での砂利採取といったところを検討しており、業界ともそういった話合いをしているところであります。

◎寺内副委員長 海岸に近いよりは沖合のほうが、当然侵食等に影響もないですし、自然環境にも影響がないところですから、県もそのあたりの調査はどんどんやっていただきたいと思うので、それはお願いをしておきたいと思います。

◎武中用地対策課長 承知いたしました。

◎今城委員 国土調査です。大体あと40年というんですけど、宿毛なんか13%ぐらいですので、87年かかりますわね。やはりこの遅れた土佐清水市、土佐市、安芸市、宿毛市などは、少し傾斜配分をしないと遅れてしまうんじゃないでしょうか。市町村によつての温度差ですよ。どう対応していくのか。

◎武中用地対策課長 津波浸水区域も含めた優先的な実施、それから全体の進捗をやりましょうということで、首長にはそういった要請、働きかけをしておるわけですが、例えば宿毛市は、最近事業費を億という桁でかけていただきました。やはり市町村の首長の思いで、事業費のかけ方が違ひまして、どうしても少ないところは、同じ市であっても、1,000万円とか2,000万円程度しか予算をかけてくれんところがあれば、1億円、2億円をかけてくれるところもあります。そこは県として、お願いしておるところではあるんですけど、強制的なところまではできませんので、御理解をしていただけるように今後も首長訪問をしていきたいと思つてます。

◎今城委員 用地対策課が頑張ってもらわんと、県下全体の率が上がらんのですね。しっかりとよろしくお願いします。

◎武中用地対策課長 承知いたしました。

◎細木委員 関連です。地籍調査は、費用の問題が一番ネックだと思うんですけど、費用以外に、受託をされる会社であるとか、マンパワーなどには課題はないんですか。

◎武中用地対策課長 専門的な測量会社も結構ありまして、会社自体はあんまり問題ないんですけど、ただ市町村の職員のマンパワー不足はどうしてもあります。どうしても単に立会、測量ということではなくて、まずは、相続人などの調査をしないとイケませんので、それに時間がかかったり、関係者が多数いれば、全員から承諾を頂いてたりしないといけませんので。市町村のマンパワー不足を、もっと簡単にできるような仕組みに、国が制度設計を変えていただくといいかもしれないんですけども、今の段階では、やはり市町村のマンパワー不足は、1つネックになっております。

◎細木委員 国にも提言をしてもらわないかんし、県がマンパワー不足への支援を検討していただいて、予算プラス、推進するような体制を望んでおきたいと思つてます。

◎金岡委員 私のところを見てましても、進んでるところと進んでないところ、温度差がかなりあります。やはりちょっとやり方も違うんかなというふうに思つてます。上手にやるところは、上手にどんどんやっているということですので、そういう事例も出していただいて、こういうふうにやっているところがありますよと示していただいたら、ありが

たいなと思いますけど、いかがでしょうか。

◎武中用地対策課長 例えば山間部ではリモートセンシングにおいて、航空的な写真であったり、地形図を活用するような、あるいはドローンなどを使うといった先進的なやり方も、最近国から示されております。県としましてそういった国からの情報をもとにして、先進的なやり方であれば、国の予算も優先的につけていただけることもありますので、そういったことを促しているところです。

◎金岡委員 そういうことをぜひよろしくお願いしたいと同時に、早くというのは、境界が分からない状況が続きますので。国勢調査が済んでも筆界未定だらけで、どこが境かも分からんまま国勢調査が終わった形になります。そうすると、後々いろんなことに支障も出てくると思いますので、とにかく、できるだけ早くということで、促していただければありがたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

◎寺内副委員長 地籍調査の分、委員から議論も出とるんですけれども、先ほど課長から説明があったように、34市町村中、11町村は完全に終えておるということでしょうか。

◎武中用地対策課長 測量工程が終わっているところも含めたら、11市町村が終わっております。登記までとり着くというのが完全に終わったということになるんですけれども、測量は終わって補助工程は終わったんですけれども、その後の登記所まで持っていくところは、確か1件残っておったと思いますので、それを合わせたら11件終わっており、あと残りが23市町村ということです。

◎寺内副委員長 市町村職員の苦労の話があったんですけれども、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1ですけど、実質これに交付税がつくので、1割しか要らないんですよ。非常に有利な形で地質調査ができるので、各基礎自治体もやりたい分はあると思うんで、また頑張ってください、国から取ってきてもらうということが1つです。もう1つが、各市町村で苦労している点やと思うんですけど、この地籍調査はもともと縄とかで測量しとる分が、今衛星になったから、非常に新しくなるんで、広くなる方と狭くなる方が出てくるんですよ。それは固定資産税まで絡んでくるんで、その説明にまた苦労するところもあるんで。市町村振興課とか県で何か全体的な、先ほど坂本委員からあったように復興計画に大きく関わってくる前に、固定資産税というものの基礎自治体の大きな要になるところの分も絡んできて、住民説明でやはり反発される方もあって、基礎自治体の職員の調査を終えるけどもう1個の苦労の分で、出た数値的な分の議論もあるんで、そのあたりもまた横断的な分が必要と思うので、お伝えさせていただきます。答弁は結構ですので、お願いいたします。

◎武中用地対策課長 承知いたしました。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、用地対策課を終わります。

ここで15分ほど休憩とします。再開は14時45分とします。

(休憩 14時30分～14時43分)

◎西内委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

〈河川課〉

◎西内委員長 次に、河川課の説明を求めます。

◎福留河川課長 河川課の令和8年度当初予算、令和7年度補正予算、条例その他議案について御説明いたします。

まず、令和8年度当初予算について説明いたします。1ページを御覧ください。歳入についてです。

7款分担金及び負担金は、ダムの共同設置者の負担金です。

8款使用料及び手数料は、河川の使用料や発電などの水利使用料です。

9款国庫支出金の2項11目土木費補助金は、河川やダム関係の各事業に対する国の補助金や交付金です。

2ページを御覧ください。

3項9目土木費委託金は、水資源対策調査や水害統計調査のための国からの委託金です。

14款諸収入の6項1目受託事業収入は、河川改修事業の実施に伴い市町村事業を併せて執行する場合に、市町村の負担分を受け入れるものです。

3ページを御覧ください。

7項3目過年度収入は、後進地域特例法の適用団体への補助率差額などに係る収入です。

17目土木部収入は、桐見ダムの売電収入や、鹿児島第2排水機場の共同設置者である高知市の維持管理費用の負担額などです。

15款県債は、歳出予算に伴う県負担分の財源措置を行うものです。

以上、令和8年度の歳入予算の合計は87億8,588万2,000円です。

次に、歳出予算について説明いたします。4ページを御覧ください。右の説明欄に記載されている順に、主なものについて説明いたします。

最下段の、1目河川管理費の2和食ダム建設事業費は、ダムの観測装置整備などに要する経費です。

3生活貯水池ダム建設事業費は、大月町の春遠第1ダム本体コンクリートの打設工事などに要する経費です。

4ダム改良費は、県管理の桐見ダムと以布利川ダムにおける老朽化した設備の更新に要する経費です。

5ページを御覧ください。

5 河川管理費は、1 級河川の県管理区間と 2 級河川の管理に要する経費で、河川環境整備等委託料は、住民との協働による草刈りなど、年間を通じた美しい水辺の景観をつくり出すためのおもてなしの水辺創成事業の実施などを委託するための経費です。

水門、樋門等管理委託料は、水門、排水機場の市町村などへの管理委託や、水門や堤防等の定期点検などに要する経費です。

6 河川管理推進事業費は、河川美化活動のボランティアを行う河川愛護団体に対して、傷害保険への加入や消耗品の配布に要する経費です。

7 水資源対策費は、水需給に関する基礎調査に要する経費や、ダムの管理に係る負担金などです。

8 エネルギー対策費は、発電施設などが所在する市町村が行う公共用施設の整備などに対して、交付金を交付するものです。

9 永瀬ダム管理費から次の 6 ページから 7 ページ、また 8 ページの 14 生活貯水池ダム管理費までは、県が管理するダムの洪水調節や上水道、工業用水の供給など、適正なダム管理のために要する経費です。

15 ダム調整費は、物部川や奈半利川における濁水問題に係る地元調整などに要する経費です。

最下段の、2 目河川整備費の説明欄、1 河川改修費は、国の交付金事業に採択されない河川の改修や維持管理を県単独費で行う経費で、中土佐町の上ノ加江川などで整備を推進します。

この中で、緊急浚渫推進事業債を活用した予算も計上しており、本山町の吉野川や宿毛市の中筋川など 115 か所で、豪雨に備え堆積土砂の掘削や樹木伐採を行い、計画的な維持管理を進めます。

2 河川調査費は、安田川の河川整備基本方針の策定や、四万十川や吉野川での河川環境改善に向けた調査などに要する経費です。

9 ページを御覧ください。

3 水防活動費は、令和 8 年度の水防計画の策定や、雨量や水位を観測する水防情報施設及びその情報を自動収集し、防災関係機関に提供する水防情報システムの維持管理を行う経費などです。

3 目河川改良費の説明欄、1 社会資本整備総合交付金事業費は、北川村の奈半利川において清水バイパス事業を実施するための経費です。

2 防災・安全交付金事業費は、高知市の新川川など 9 か所で、河川改修や耐震補強工事などを実施するための経費です。

3 大規模特定河川事業費は、安芸市の安芸川など 3 河川で計画的、集中的に河川改修を実施するための経費です。

10ページを御覧ください。

4 事業間連携河川事業費は、浦戸湾の三重防護事業と連携し、浦戸湾へ流れ込む河川の地震対策を行うための経費です。

5 河川メンテナンス事業費は、高知市の江ノ口川など7か所で、排水機場や水門などの河川管理施設の長寿命化を図るための経費です。

6 特定都市河川浸水被害対策推進事業費は、特定都市河川に指定された日下川流域で、浸水被害を軽減させる対策を実施するための経費です。

7 国直轄河川事業費負担金は、国が行う仁淀川や四万十川などでの河川改修等の直轄事業及び独立行政法人水資源機構が行う早明浦ダム再生事業に係る県の負担金で所要額を計上しています。

以上、令和8年度の歳出予算の合計は90億3,589万円で、前年度と比較しますと1億2,239万円の減額となっています。

次に、債務負担行為について説明いたします。12ページを御覧ください。

まず、大規模特定河川事業費は、安芸川において、河川改修に伴う橋梁の架け替え工事を。次の、事業間連携河川事業費は、江ノ口川排水機場の耐水化対策を行うに当たり、除じん機の更新工事を。その下の、河川メンテナンス事業費は、江ノ口川、鹿児島川、派川甲殿川における排水機場等の電気設備や扉体などの更新工事を行うもので、いずれも2か年から3か年にわたる長期の工期が必要であるため、債務負担行為により事業を実施するものです。

続きまして、令和7年度補正予算について説明いたします。13ページを御覧ください。

歳入予算につきましては、歳出予算に連動して補正を行うもので、2億4,025万円の減額となり、合計で152億3,661万9,000円となっています。

次に、歳出予算について説明いたします。14ページを御覧ください。

1 目河川管理費の説明欄、1 河川管理費は、旧桐見ダム職員宿舍の売払い額が見込みを下回ったことに伴い、国への返還に係る経費を減額するものです。

3 目河川改良費の、1 社会資本整備総合交付金事業費及び2 防災・安全交付金事業費は、受託事業の精算による減に対応するものです。

3 国直轄河川事業費負担金は、国予算の内示差への対応により減額するものです。

15ページを御覧ください。

以上、歳出予算の補正額は2億4,116万1,000円の減額となり、合計で152億3,057万7,000円となっています。

次に、繰越明許費について説明いたします。16ページを御覧ください。

繰越明許費につきましては、12月議会でも御承認を頂いておりますが、その後の状況の変化により追加変更をお願いするものです。

まず、追加について説明いたします。

1 目河川管理費の河川管理費は、水門等河川管理施設の点検に伴い、利水者等との調整に日時を要したことなどにより3,900万円を。エネルギー対策費は、電源立地地域対策交付金事業を実施する市町村において、工事が遅延したため371万3,000円を。桐見ダム管理費は、管理道等の樹木剪定に当たり、用地の立入りについて所有者との調整に日時を要したため3,941万3,000円を、それぞれ繰越明許費として追加をお願いするものです。

次に、変更について説明いたします。17ページを御覧ください。

1 目河川管理費のダム改良費は、鏡ダムでのゲート更新工事に係る施工計画の検討に当たり、利水者との調整に日時を要したことなどにより5億6,775万円に。

2 目河川整備費の河川改修費は、香南市の烏川など76か所におきまして、工事用資機材等の搬入路についての調整などに日時を要したことなどにより、35億9,215万7,000円に。水防活動費は、水防情報システムの改修におきまして、関係機関との協議に日時を要したことなどにより4,007万円に。

3 目河川改良費の防災・安全交付金事業費は、高知市の国分川など2か所において、事業の実施に必要となる土地の立入り等の調整に日時を要したことなどにより、27億6,956万1,000円に。大規模特定河川事業費は、土佐町の地蔵寺川において工事用資機材等の搬入路についての調整に日時を要したことにより、8億5,890万円に。事業間連携河川事業費は、高知市の下田川において、工事に伴う通行規制についての調整に日時を要したことにより、14億1,887万2,000円に。河川メンテナンス事業費は、高知市の下田川など2か所において、工事用資機材等の搬入路についての調整に日時を要したことなどにより、8億3,997万9,000円に、それぞれ変更をお願いするものです。

続きまして、条例その他議案について説明いたします。18ページを御覧ください。

第72号議案、春遠ダム（春遠第1ダム）本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案です。

19ページの資料を御覧ください。

今回の変更につきましては、ダム本体建設工事に着手後に発生したものに関する変更です。契約金額を3億5,369万4,000円増額し、42億9,129万8,000円に。また、工期は177日延長し、令和9年8月31日までにしようとするものです。

まず工事費増額の主な理由としましては、1つ目が、インフレスライド条項の適用による変更です。工事契約後に生じた建設資材や労務単価の大幅な上昇への対応として、受注者から請求のあった3回のインフレスライド条項を適用することに伴い増額となるものです。

2つ目が、起工測量の結果に基づく堤体の基礎掘削量の増などによる変更です。樹木伐採後に、ドローンによる詳細な起工測量を行った結果、堤体基礎掘削及び残土処分の増な

どに伴い増額となるものです。

次に、完成期限延長の理由としましては、工事費増額の理由で2つ目に説明させていただきました、起工測量の結果に基づく堤体基礎掘削の増などに伴い、堤体コンクリート打設などの工程の見直しを行う必要が生じたことにより、必要な日数を確保するためのものです。

なお、工期の延長により、ダム本体工事に附属する一部の工事は令和9年度の施行となりますが、ダム堤体の完成と試験湛水の開始については、当初の計画どおり令和8年度中を予定しています。

河川課からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎細木委員 5ページの水門、樋門等管理委託料です。この水門、樋門でいろいろ課題があると思っているのは、老朽化や、管理を受けてくれる人材が高齢化でなかなかいないということを知っていますが、そういう課題があれば教えていただけたらと思います。

◎福留河川課長 現在、市町村等に委託して、またその先に地元の方にも委託しているのが現状です。箇所数につきましては、250数か所ありまして、現在のところは市町村も受けていただいておりますが、いずれ高齢化といった中で、そういった問題も出てこようかと思っておりますので、また市町村とも密に調整しながら続けていけるように調整していきたいと思っております。

また維持管理につきましては、毎年点検等は行っておりますので、長寿命化計画に基づきまして随時、修繕をかけていながら長寿命化を図っていき、必要によっては更新を行っていきたいと考えております。

◎細木委員 9ページの水防のところですが、比較的小さい河川で、危機管理型水位計というちょっと安く設置できるものがあるじゃないですか。それを県内でどれぐらい普及されているのか。ここの中に入っているのかどうか教えていただきたい。

◎福留河川課長 費用のほうは、こちらに含まれております。箇所数が、137か所になります。

◎細木委員 予算の説明の欄でいうたら、どこの項目に入るがですか。

◎福留河川課長 水防情報システム運用保守委託料です。

◎細木委員 137か所が妥当であるのかどうか分からないですけど、やはり雨の降り方が違うというか、一気に水位が上がる、小河川は特に一気に水位が上がるので、被害を最小限に食い止めるという点では、比較的安く設置はできることなので、もうちょっとあってもいいのかもしれない。必要箇所と、この137か所というのはどういう考えでしょうか。

◎福留河川課長 現在、整備しています箇所は、事前に市町村とも協議し、必要な箇所をお聞きした上で整備しております。ただ、委員もおっしゃられますように、今後また必要

な箇所が出てくるようでありましたら、市町村と調整をして、整備の追加もあろうかと思っております。

◎浜口委員 17ページの繰越明許費の変更ですけれども、河川整備費の河川改修費が、計画調整等に日時を要したため19億円が35億円になるのは、どのように理解したらいいのか、教えていただけますでしょうか。

◎福留河川課長 中身的には、主に補正に伴うものも大きくなっております。16か月予算の中で対応するような形で増えているということです。

◎依光委員 2月19日に香南市で物部川流砂系総合土砂管理検討協議会がありましたよね。とてもいい会ができたと思って、私も関心があって傍聴させてもらって。これからますます森林部門や国土交通省との連携が重要になってくると思いますが、今後県としてどういう役割を果たしていくんでしょうか。

◎福留河川課長 委員おっしゃられました、総合土砂管理の検討会というものを国と県事務局で立ち上げております。この中で土砂の流出、適正な河道への配分、また海岸へ至る土砂の考え方を、テクニカルな部分になりますが、専門家や学識者からの御意見を聞きながら計画を立てていくようにしています。この計画は当然、現在、国と県が連携して策定しております河川整備計画に反映していくと思われま。そういった中で県も永瀬ダムを管理していますので、主体的に関わっていきながら、計画の中に反映していきたいと考えています。

◎依光委員 1回きりの会で終わりですか。それとも定期的ですか。

◎福留河川課長 引き続き、定期的といいますか、これから計画の策定に向けて、複数回行っていくようにしております。

◎依光委員 6ページに浚渫工事請負費がありますが、今、物部川の槇山川水系でしゅんせつ土砂を取ってくださっていますよね。そこもなかなか追いつかない状況やけど、反対側の上葦生川水系の土砂もすごく増えてきているんですよ。そこも並行して考えていかないかんのではないかということ。このままでは、土砂を取っても一雨降ったらまたすぐ増えるという、取らないよりはましな状況やけど、やはりそういうことを長期的に考えていかないかんのではないかなと。その対策は、県としてどのようにお考えでしょうか。

◎福留河川課長 現在は、浚渫債も活用しまして、年間約6万立米程度の掘削を行っておりまして、近年は比較的流入量が落ちついてきている状況もあって、今で大体平行状態といえますか、流入と取っている量が同じぐらいの状態です。委員おっしゃられますように、大雨が降れば土砂の量が増えてくることも考えられます。また、なかなか台数とか運搬量の問題も出てきますので、一概に急に増やせるのかということはありませんけれども、そういった意味でのこの対策というのは、またこの総合土砂管理検討協議会、整備計画も含めながら対応していかないかん課題とは思っております。

また、浚渫債の中で運搬場所は少し遠いところに持って行っていますので、もう少し近くで運搬、残土処理できる場所があれば、もう少し量も増えてきますので、そういったところは県も地元市町村と連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

◎依光委員 今やってる榎山川水系もそういう状況やけど、上葦生川も堆砂がすごく増えてきているので、今後それも含めて検討していただきたいと思います。

◎細木委員 10ページと12ページに関連するんですけど、河川メンテナンス事業費です。12ページは債務負担で、江ノ口川の河川メンテナンス事業と、この江ノ口川事業間連携河川事業があるんですけど、どんな事業か教えてくださいませんか。

◎福留河川課長 国の補助事業で行う老朽化対策の事業になっておりまして、これも長寿命化計画に基づいて必要な更新等を行う事業となっております。江ノ口川では、例えば施設の更新、除じん機の更新といったものをしていく事業になります。

◎細木委員 事業間連携河川事業はどんなもんですか。

◎福留河川課長 浦戸湾の三重防護事業、港湾事業でやっております。浦戸湾に流入します、河川のほうの地震津波対策が、港湾事業と連携してやる事業で、国の補助事業にあるメニューとなっております。

◎細木委員 国土交通省なんかは後押しでやっている河川を活用したアクティビティーやイベント、ミズベリングというものがあります。高知県内もいろんな河川で市町村も参加してやっていたと思うんですけど、今回そういうミズベリング的な、まちづくりに資するようなことは、河川課の中では予算化はされていないですか。

◎福留河川課長 いの町波川地区なんかでも取り組んでいます。基本的に現在は国土交通省の区域でやっている箇所が主になっていまして、今のところ県では直接的な予算は入っていませんが、一部吉野川で同じく事業をやっています。その中には県の部分も入っていますので、そういった中のメニューの1つには、河床、河道の掘削や、ヨシなどの伐採といったメニューを一緒に取り組むようにしますが、そういった予算ですので浚渫債といった事業の中で対応している形になっております。個別の予算としては上がってはおりませんけど、そういった中で対応をしている形になります。

◎細木委員 国が大きな河川でやっているかもしれないですけど、やはり2級河川であるとか、町中の川は、まちづくりとも関係している。もっと活用して、まちづくりに資する河川の活用という点では、県としても独自の視点で各市町村と連携しながら、川をどう活用して町の活性化につなげるのか。徳島なんかは、マルシェみたいなものを河川でやっているじゃないですか。ああいうイメージと思うんですけど、高知市内も含めて川がたくさんあるので、そういう活用の仕方も、今後検討していただけたらと思います。

◎福留河川課長 市町村にも聞きながら、ニーズがあれば取り組んでいければと思います。

◎今城委員 河川のしゅんせつですけど、残土処理にお金がかかり過ぎて、しゅんせつ量

が本当に少なくなるんですね。昔は捨てるところがたくさんあったんですけど、今は厳しくなつてなかなか見つからない。そんな中でやはり行政が少し残土処理場を整備していったら、もっと掘れるんじゃないかと思うんですけど、そのあたり土木部として残土処理の関係はどんなに取り組んでいますか。

◎大野土木部副部長 現状、県としての取組は行っています。まず、しゅんせつも含めて、例えば河川改修でも大量の土砂掘削を伴う場合、工事に係る前提としては、どうしても残土処理場の確保が必要になってまいりますので、計画時点から市町村と話をしています。今、この箇所が進んでいるという具体までは、私も記憶をしていませんけれども、基本的には、底地だけは市町村に構えていただいて、上物の木の補償は県がします。最後は県が、レベルバンクのように仕上げてお返しをするというようなことが、一般的な事業の中での残土処理の取組として行っております。それは大きな事業に絡んで行っていますので、個々のしゅんせつに対してそこまではなかなかできていません。そこは英断をして、県の単費で全部つり上げになってまいりますので、そのハードルは高いかと思います。

◎今城委員 できたら同じ予算でも余計掘れますので。各地域で必要性を見極めて、ぜひやろうと思うところはこの残土処理場を工業団地にするとか、ぜひ有効活用を。

◎大野土木部副部長 また来年度から新体制になってまいります。年度内にも土木部所属長会を開いてまいりますので、そういうことを十分に各所長にもお伝えしながら、まずできることから始めるように指導していきたいと思います。

◎金岡委員 河床の掘削、樹木の伐採、ヨシの撤去、すばらしい仕事をやってくれていると高く評価をしたいと思います。その中で1点だけ、これは土木部の仕事じゃないんですけども、県管理区間がありますね、そこが先日来の渇水期に早明浦ダムの底水を抜きました。そうすると泥水が出てきたんですね。いまだに濁っておるんです。これはダムの話ですから、所管は水資源機構の話になると思いますけども、ぜひとも濁るところの原因はどこかにあるわけですから、その手だてをしていただくように、水資源機構に申入れていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。いかがでしょうか。

◎福留河川課長 濁水対策は、非常に課題になっていると認識しておりますので、水資源機構とも協議をして取り組んでいきたいと思います。下流河道については、県管理区間になっておりますので、当然泥が河淵にかぶるといったことも承知していますので、置土といった取組も、できることから少しでも進めていきたいと思っております。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、河川課を終わります。

〈防災砂防課〉

◎西内委員長 次に、防災砂防課の説明を求めます。

◎森本防災砂防課長 それでは、防災砂防課の令和8年度当初予算及び令和7年度補正予

算について御説明いたします。

最初に、令和8年度当初予算について御説明いたします。タブレットの1ページを御覧ください。

まず歳入予算ですが、第7款分担金及び負担金は、急傾斜地崩壊対策のための砂防関係事業の実施に伴う市町村の負担金です。

第8款使用料及び手数料は、砂防堰堤敷地の土地使用料や工事の施工証明の交付に係る手数料です。

第9款国庫支出金、1項7目災害復旧費負担金は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく国の負担金です。

続きまして、2ページを御覧ください。

2項11目土木費補助金は、砂防関係事業に対する国の交付金や補助金です。

第15款県債の11目土木債及び14目災害復旧債は、歳出予算に伴う県負担分の財源措置を行うものです。

なお、内容につきましては、歳出予算で御説明いたします。

以上、令和8年度の歳入予算の合計は82億2,758万8,000円です。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。3ページを御覧ください。右の説明欄に記載されている順に、主なものについて御説明いたします。

第12款、最下段の1目砂防費は、県が単独で実施する砂防関係事業に要する経費です。

右の説明欄の、1砂防諸費は、住民による自主防災活動を支援するため、防災訓練や防災学習会などの啓発等に要する経費です。

2砂防調査費は、国庫補助事業要望のため、新規事業の検討や砂防関係施設の効率的な維持管理を実施するため、台帳整備等を実施する経費です。

4ページを御覧ください。

3砂防、地すべり及び急傾斜指定地管理費は、土砂災害に対する警戒避難を支援する防災情報の提供のための雨量観測施設48局の維持管理などを行うものです。

4砂防単独事業費は、国の交付金事業等の採択基準を満たさない比較的小規模な土砂災害対策施設の整備などを行うための経費で、津野町の白石甲地区での県単急傾斜地崩壊対策事業などの事業費を計上しています。

5がけくずれ住家防災対策費は、国の補助事業の対象とならない小規模な斜面にもきめ細かく対応するための、市町村が実施する防災事業への県の補助金です。

6土砂災害対策支援事業費は、土砂災害特別警戒区域内において、やむを得ず住宅の建て替え等を行う場合に必要な、住民の防災対策への間接補助事業です。

2目砂防整備費の、1防災・安全交付金事業費は、国の交付金制度を活用して実施する砂防関係事業で、砂防事業では高知市の名切川、地滑り対策事業では越知町の柚ノ木地区、

急傾斜地崩壊対策事業では室戸市の船場地区など、計96か所でのハード対策に要する経費を計上しています。

2 特定土砂災害対策推進事業費は、国の補助事業を活用して実施する砂防関係事業で、道路保全など事業間で連携して行う対策として、高知市の春野町西畑地区など計11か所の整備と、砂防関係施設の老朽化対策に要する経費を計上しています。

3 砂防等基礎調査費は、土砂災害が発生する恐れのある箇所の抽出、土砂災害対策工事が完了した箇所などの土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定解除、見直しを実施するための経費です。

4 国直轄砂防事業費負担金は、国土交通省が実施している直轄事業に対する県の負担金です。

続きまして、5 ページを御覧ください。

3 目災害関連費の説明欄の、1 災害関連緊急砂防事業費、2 災害関連緊急地すべり対策事業費、3 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業費、1 つ飛んで、5 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費は、令和8年度途中に土砂災害が発生した際に、緊急的に国から補助を受けて対策を実施するための、緊急的な工事の発注経費を見込んで計上しています。

4 河川等災害関連事業費は、一定計画のもと災害復旧費に改良費を加えて復旧することにより、再度災害を防止するための事業費であり、令和8年度の災害復旧において改良の必要が生じた場合に対処するための経費を見込んで計上しています。

6 ページを御覧ください。

6 国直轄災害関連事業費負担金は、甚大な土砂災害が発生した場合において、地域の災害防止対策を図ることを目的に砂防設備を整備する、国直轄の特定緊急砂防事業に対する県の負担金です。

次に、第15款 1 目土木施設災害復旧費の説明欄の、1 公共土木施設災害復旧事業費は、国の補助事業に基づく災害復旧を行うための事業費です。令和6年及び7年に発生した災害の復旧工事に要する経費に加え、令和8年の災害に対処するための経費を見込んで計上しています。

7 ページを御覧ください。

2 県単公共土木施設災害復旧事業費は、国の補助事業の採択基準を満たさない小規模な災害が発生した場合に、県の単費で復旧を行うための経費です。

3 災害諸費は、災害復旧事業の採択を国に申請するために必要な現地測量及び設計などを委託するための経費です。

5 国直轄災害復旧事業費負担金は、国土交通省が直轄で実施している災害復旧事業に対する県の負担金です。

以上、令和8年度の歳出予算の合計は86億7,256万6,000円で、前年度と比較しますと4,396

万円の減額となっております。

引き続き、令和7年度の補正予算について御説明いたします。9ページを御覧ください。

歳入予算ですが、補正額につきましては歳出予算に連動しまして、分担金等の補正を行ったものです。内容については、歳出予算で御説明いたします。

10ページを御覧ください。

補正額は合わせて39億4,735万6,000円の減額となり、歳入予算の合計は70億8,830万4,000円となっております。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。11ページを御覧ください。

右の説明欄に記載されている順に、主なものについて御説明いたします。

1 目砂防費の、1 砂防諸費は、受け入れた国費について精算を行うものです。

2 砂防単独事業費は、急傾斜地崩壊対策事業費の市町村負担金額の確定に伴い減額するものです。

3 がけくずれ住家防災対策費と、4 土砂災害対策支援事業費は、市町村事業費の確定により減額するものです。

12ページを御覧ください。

2 目砂防整備費の、1 防災・安全交付金事業費及び、2 特定土砂災害対策推進事業費については、急傾斜地崩壊対策事業費の市町村負担金額の確定に伴い増額するものです。

3 目災害関連費の、1 災害関連緊急砂防事業費から、5 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費は、災害関連事業を実施しなければならないような規模の災害が新たに発生しなかったことから減額するものです。

13ページを御覧ください。

第15款 1 目土木施設災害復旧費の、1 公共土木施設災害復旧事業費は、令和7年における災害の発生が当初の見込みより少なかったことにより減額するものです。

2 県単公共土木施設災害復旧事業費から、14ページの4 市町村災害復旧事業指導監督事務費は、同じく当初の見込みより災害の発生が少なかったことにより減額するものです。

5 国直轄災害復旧事業費負担金は、令和6年に大渡ダムで発生した災害などの直轄災害復旧事業に対する県の負担金で、国の事業計画に対応するため減額するものです。

以上、補正額は合わせて39億4,667万9,000円の減額となり、歳出予算の合計は74億6,999万3,000円となっておりますが、減額の主たる理由、要因は、令和7年における災害の発生が当初の見込みより少なかったことによるものです。

続きまして、繰越明許費について御説明いたします。15ページを御覧ください。

繰越明許費につきましては、12月議会までも御承認を頂いておりますが、その後の状況の変化により追加変更をお願いするものです。

まず追加ですが、第12款 1 目砂防費の1 行目、砂防調査費につきましては、用地測量業

務に伴う広大地の処理について、法務局との調整に日時を要したことなどにより、203万円の繰越明許費をお願いするものです。

2行目、がけくずれ住家防災対策費は、市町村工事遅延のため、2億円の繰越明許費をお願いするものです。

3行目、土砂災害対策支援事業費は、市町村事業遅延のため、504万円の繰越明許費をお願いするものです。

第15款1目土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業費は、復旧工事に伴う地元との調整等に日時を要したことなどにより、9億6,917万3,000円の繰越明許費をお願いするものです。

16ページを御覧ください。

次に、変更ですが、1目砂防費の砂防単独事業費は、工事の施工に伴う仮設ヤードの設置位置の調整等に日時を要したことなどにより、5億8,422万4,000円の繰越明許費をお願いするものです。

2目砂防整備費の防災・安全交付金事業費は、大豊町の南大王地区など計5件におきまして、調査測量業務に伴う土地への立入りの調整等に日時を要したことなどにより、31億5,073万5,000円の繰越明許費に変更をお願いするものです。

特定土砂災害対策推進事業費は、土佐清水市の宇都野川など計7件におきまして、工事の施工に伴う資材の運搬路の調整等に日時を要したことなどにより、15億1,182万5,000円の繰越明許費に変更をお願いするものです。

防災砂防課からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎依光委員 3ページの砂防調査費について、県内に何か所も砂防堰堤ありますよね。その老朽化や、土砂が堆積して使えてないなどを調査しているのか、それとも新たにここには砂防ダムが必要ということで調査をしているのか、どんな調査になるのでしょうか。

◎森本防災砂防課長 この砂防調査費につきましては、事業するに当たりまして新規箇所の要望が市町村から上がってきます。その新規箇所を国に上げるために必要な図面や、流域の状況の調査になります。

◎依光委員 砂防堰堤が土砂で埋もれたり、魚道があっても機能していないところが出てきていますが、それに対してはどんな対策をしていますか。声が上がってこないと対応しないとか、定期的に巡回して調査をしているとか、何かあるんですか。

◎森本防災砂防課長 砂防施設については定期的な点検を行っております。土がたまった状態でどうなっているか。最近、古い堰堤がありまして、そういうところにはメンテナンス事業という形で、砂防施設の点検を行った上で必要な改築や修繕をする事業を行っています。

◎依光委員 物部川ですけど、安丸の堰堤は、規模も大きくて、長年魚道が機能していない状況になっていると思います。堰堤上流部にも堆砂があって、そのしゅんせつとか魚道の改修が必要やないかと思うんですが。

◎森本防災砂防課長 上葦生の安丸の堰堤については、現在、堰堤の底が洗掘を受けていて、そこを埋める形で修繕工事を行っています。県内に設置された魚道は、長年の堆砂で機能を果たしてないであるとか、魚道自体が被災を受けてる箇所も幾つか見受けられています。この点に関しては、魚道を魚が遡上できるような体制を、今後、地元の方の要望や要請を聞きながら対応ができるように話を伺っていきたいと思っています。

砂防施設の上流側に土がたまっている状況については、必要に応じて緊急浚渫債とかで土砂を取って管理していますが、砂防堰堤自体は土が満杯になったからといって、砂防の機能がなくなっているわけではなく、土がいっぱいになることで水平の状態になり、川の勾配が緩くなることによって、土石流の速度を落とす効果がありますので、あんまり取り過ぎてはいけないところがあります。ただ安丸の堰堤の場合、かなり古い堰堤になっていますので、今後改築というところも考えていかないかと思っています。ただ、県内に2,000か所ぐらい砂防堰堤があり、全てを改築していくのに、どうしても時間がかかる場所もあるので、そこは市町村と協議しながら話を進めていきたいと思っています。

◎依光委員 ぜひ市町村から声が上がる時には、検討をお願いします。今、魚道のスリット化という方法が、経費も何分の1で効果もいい方法ができていますので、またその点はよろしくお願いします。

◎森本防災砂防課長 魚道については、またこちらでも勉強させていただきますので、よろしくお願いします。

◎細木委員 4ページの、がけくずれ住家防災対策費ですけど、今回、3億2,000万円ありますが、補正予算では1億2,000万円減額になっている状況があります。僕らもよく要望としてお聞きすることがあるんですが、今、要望件数がどれぐらいたまっちゃって、大体年間どれぐらい実施されようかが分かったら教えてください。

◎森本防災砂防課長 がけくずれ住家防災対策事業について、今年は特に申請件数が少なく、令和6年までの平均の申請件数が119件あるんですが、今年は51件しか市町村からの申請がなかったということです。特に令和7年は雨が少なかったことによって、災害という形での申請が少なかったんじゃないかと考えております。ただ、このがけくずれ住家防災対策事業は、急傾斜地の公共事業を採択できない箇所についても、手厚くきめ細かく対象とする事業で、市町村から要望もあると思うんですけど、負担金の問題など、各種申請が上がらなかった理由を分析しながら、考えていきたいと思っています。

◎細木委員 前の年の分などが、ずっとたまってはきゆうと思うんですけど、要請に対する実施率はどんな感じですか。

◎森本防災砂防課長 市町村からの要請に対しては、ほぼ満額受けるようにしています。ただ、間接補助になりますので、市町村が予算化をしていない状態であつたら、市町村の中で上げられていない部分もあるとは聞いています。

◎細木委員 要望があつたら、ほぼ100%対応してくれているということですね。

それと、特定土砂災害対策推進事業、春野の西畑やつたと思うんですけど、これはどんな感じの事業ですか。

◎森本防災砂防課長 特定土砂災害対策推進事業費は、国の補助事業を活用して実施する砂防事業ですけど、道路保全と連携して行う事業です。事業間連携という格好になりまして、道路がある場所に対して、補助事業で急傾斜地崩壊対策事業を行うといったものです。

◎細木委員 また現地を見てきたいと思います。

砂防堰堤が2,000か所ということで、砂防堰堤活用した小水力発電が幾つか出ていると思うんですけど、高知県内では林業環境推進も小水力をやらないかんということで進めているんですけど、高知県内のその2,000か所の中の可能性調査、ポテンシャル調査みたいなのはやられているのか、連携はどんなふうにされているかお聞かせ願いたいと思います。

◎森本防災砂防課長 小水力発電については、国が砂防施設についてその施設を付随させるようなガイドラインを示されていますけど、県下全域にある砂防施設が、かなり山の奥にあることもあって、従来それを使うに当たっては、どうしても水力発電設備から、ケーブルをはわして持っていくまでの間に、かなりの距離を有しているという格好です。今、北川村は水力発電を整備するような計画があるみたいですけど、砂防施設全体の中でいくと、砂防の施設で設置した、または検討している事例はないです。

◎坂本委員 直接予算とは関係ないんですけども、今、高知県が中山間地の事前復興まちづくり計画をつくって、中山間地で土砂災害の危険区域などを含めて、災害後に、そこにどんな町をつくるかという計画をこれから立てていくことになります。それを市町村が主体で計画策定はするんですけども、そういうところに対しての技術的なアドバイスといったものは、それぞれの土木事務所が市町村と関わって、連携をとりながらやっていくというスタンスにあるんでしょうか。

◎森本防災砂防課長 事前復興まちづくりについて、沿岸部であれば津波浸水や、洪水氾濫というところで、ハザードが分かりやすいんですけど、中山間地域、特にレッドゾーンと呼ばれる土砂災害特別警戒区域がある箇所については、なかなかエリアの中で移転計画を立てたとしても、行った先がレッドゾーンにかかってしまうというジレンマを抱えていると思っています。それで実際事前復興まちづくり計画を策定する際には、土砂災害防止法に基づく基礎調査についたハザードの提供や、まちづくりを行うに当たって必要な避難場所に対するレッドゾーンの周知などを図っていきたいと思っています。また当然、相談は土木事務所なり、防災砂防課でも受けるように考えています。

◎坂本委員 十分連携をとりながら、情報提供してやっていただけたらと思います。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、防災砂防課を終わります。

〈道路課〉

◎西内委員長 次に道路課の説明を求めます。

◎中村道路課長 道路課からは、令和8年度当初予算、令和7年度補正予算、条例その他議案について説明いたします。

1 ページを御覧ください。まず、令和8年度当初予算について、歳入の主なものを説明いたします。

7 款分担金及び負担金は、県単道路改良に係る市町村の負担金です。

9 款国庫支出金は、道路改築費補助金や社会資本整備総合交付金など、国からの補助金、交付金です。

2 ページを御覧ください。

15 款県債は、歳出予算の県負担分に充当する地方債です。

以上、令和8年度の歳入の合計は、3 ページにありますとおり285億4,325万6,000円になります。

4 ページを御覧ください。次に歳出について、右の説明欄の主なものを説明いたします。

1 目道路橋梁管理費の、1 人件費は、道路パトロール業務に従事している道路整備員の人件費です。

2 道路橋梁総務費については、5 ページを御覧ください。

調査等委託料は、県管理道路を適切に管理するため、各種調査等を委託するものです。

沈下橋修繕事業費交付金は、道路法に基づく点検の結果、早急に修繕が必要と判断された市町村管理の沈下橋が速やかに修繕されるよう、市町村を支援するものです。

長大橋修繕事業費交付金は、道路法に基づく点検の結果、早急に修繕が必要とされた早明浦ダム湖に架かる町村管理の長大橋が速やかに修繕されるよう、町と村を支援するものです。

3 道路維持管理費は、県が管理する国道と県道の維持管理に要する経費で、主な内容は、道路維持補修に係る委託料や、トンネル、橋梁、交通安全施設等の小規模な修繕工事請負費などです。

4 渡船費は、県道弘岡下種崎線の長浜種崎間における県営渡船の運行に係る委託料と運営に係る経費です。

6 ページを御覧ください。

5 道路改良費は、産業や地域の暮らしを支える道路整備を県単独費で行うもので、最下段の道路防災対策推進事業費は、有利な地方債を活用し、のり面防災対策を加速するため、

新たに創設するものです。

6 道路情報化推進事業費は、冬季の路面状況を情報提供する道路カメラシステムの運用保守や、後ほど債務負担で説明いたします道路台帳管理システムの再構築などを行う経費です。

7 高規格道路等建設促進事業費の四国開発幹線自動車道建設期成同盟会負担金は、四国8の字ネットワークの整備促進のための、知事が会長である期成同盟会への負担金であり、双方代理による契約を有効なものにするため、議会から事前許諾を頂こうとするものです。

高規格幹線道路等関連公共施設整備促進事業費補助金は、高知東部自動車道や四国横断自動車道などに関連する周辺整備として、市町村が行う道路や水路などの整備に対して補助を行う経費です。

7 ページを御覧ください。

2 目道路橋梁改良費の右の説明欄、1 道路改築費は、地域高規格道路、阿南安芸自動車道の一部となる国道493号北川道路の整備を行うものです。

2 社会資本整備総合交付金事業費は、国道やインターチェンジにアクセスする県道の改良などを行うものです。

3 防災・安全交付金事業費は、県民の命と暮らしを守るため、道路改良や防災震災対策などを行うものです。

4 道路メンテナンス事業費は、橋梁やトンネルなどの長寿命化を図るため、点検や修繕工事を行うものです。

5 土砂災害対策道路事業費は、土砂災害の発生により、緊急輸送道路などの幹線道路の交通が寸断されることを防止するため、のり面对策を行うものです。

6 道路交通安全施設等整備事業費は、通学路の安全を確保するため、通学路合同点検の対策必要箇所において、交通安全対策を行うものです。

7 無電柱化推進事業費は、電柱倒壊による道路寸断の防止や良好な景観の形成等を図るため、電線共同溝の整備を行うものです。

8 道路盛土のり面防災対策事業費は、緊急輸送道路の盛土が大規模崩壊し、交通が寸断されることを防ぐため、のり面对策を行うものです。

10 国直轄道路事業費負担金は、国が管理する国道の改良事業等に係る県の負担金です。

以上、令和8年度の歳出の合計は、8 ページにありますとおり324億6,206万9,000円で、前年度と比較しますと6億3,921万4,000円の増額となっております。

9 ページを御覧ください。次に、債務負担について説明いたします。

沈下橋修繕事業費交付金は、令和8年度に起債を充当して沈下橋を修繕する市町村に対し、翌年度に交付金を交付するため、債務負担を設定するものです。

長大橋修繕事業費交付金は、令和8年度に起債を充当し、早明浦ダム湖に架かる長大橋

を修繕する町と村に対し、翌年度に交付金を交付するため、債務負担を設定するものです。

道路維持委託料は、県道四万十町東インター線の維持管理を国に委託しているもので、国と維持委託業者の契約が2か年であることから、債務負担を設定するものです。

システム再構築等委託料は、道路台帳附図などのデータを一元管理している道路台帳管理システムについて、令和10年度のOSサポート終了への対応や、オープンデータ化、業務の効率化を図るため、令和9年度までにシステムの再構築を行い、その後5年間の運用保守を委託するため、債務負担を設定するものです。

国道493号道路改築費から10ページの最下段、県道須崎仁ノ線防災・安全交付金事業費までの11件については、橋梁等の大規模工事や渇水期における河川内工事等について、適正な工期を確保するため、債務負担を設定するものです。

令和8年度当初予算の説明は以上です。

続いて、令和7年度補正予算について説明いたします。11ページを御覧ください。

歳入については、国の国土強靱化関係補正予算の内示差などに対応するため、国庫補助金や県債などを減額するもので、合計で21億1,240万円の減額となります。

次に歳出です。12ページを御覧ください。

1目道路橋梁管理費の右の説明欄、1道路改良費は、有利な地方債を活用するため、予算の配分を変更するものです。

2目道路橋梁改良費の、1道路改築費から13ページの、7国直轄道路事業費負担金は、国の内示差等に対応するものです。

以上、歳出の合計は391億7,437万4,000円となり、補正前と比較して24億4,667万3,000円の減額となります。

14ページを御覧ください。

繰越明許費については、12月議会で承認を頂いていますが、その後の状況の変化により追加変更をするものです。

まず追加について、1目道路橋梁管理費の道路橋梁総務費の300万円は、事故危険箇所対策の検討において、関係機関との調整に日時を要したものです。

15ページを御覧ください。次に変更についてです。

1目道路橋梁管理費の道路改良費の補正後の欄、27億6,663万8,000円への変更は、県道大久保伊尾木線ほか14件において、資機材の搬入路に関する地元との調整などに時間を要したものです。

高規格道路等建設促進事業費の2億5,760万6,000円の変更は、市町村工事が遅延したものです。

2目道路橋梁改良費の道路改築費の補正後の欄、29億5,497万3,000円の変更は、国の補正予算の内示差に対応するものです。

社会資本整備総合交付金事業費の16億3,541万6,000円の変更は、県道甲浦インター線ほか1件において、工事の施工に伴う通行規制の調整に日時を要したことや、国の補正予算の内示差に対応するものです。

防災・安全交付金事業費の133億3,489万8,000円への変更は、県道畑山栃木線ほか13件において、測量調査に伴う土地への立入りの調整などに日時を要したことや、国の補正予算の内示差に対応するものです。

道路メンテナンス事業費の46億3,367万1,000円の変更は、須崎土木事務所管内橋梁定期点検ほか15件において、通行規制の調整等に日時を要したことや、国の補正予算の内示差に対応するものです。

土砂災害対策道路事業費の8億189万円への変更は、国道439号において、工事の施行に伴う通行規制の調整に日時を要したことや、国の補正予算の内示差に対応するものです。

道路交通安全施設等整備事業費の13億3,740万5,000円への変更は、国の補正予算の内示差に対応するものです。

令和7年度補正予算の説明は以上です。

最後に、条例その他議案について説明いたします。16ページを御覧ください。

第61号、高知県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例議案です。

参考資料で説明いたしますので、17ページを御覧ください。

条例改正の趣旨の欄にありますとおり、占用許可の対象施設等は道路法・道路法施行令で、占用料は条例でそれぞれ規定しています。

今回の条例改正は、道路法施行令が改正され、条例改正の内容の欄に記載しています、水素供給施設と防災備蓄等の2つの施設が占用の許可の対象に追加されたことに伴い、この占用料を定めようとするものです。

占用を認める場所は、道の駅等の道路附属物である自動車駐車場、占用料は直轄国道の占用料の考え方に合わせ、時価に0.018を乗じることとしています。

また、施行日は本年4月1日としております。

道路課からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎土居委員 道路防災対策推進事業費ですけど、強靱化事業を進めていく上で、急傾斜地の多い高知県にとりまして、のり面対策工事というのは本当に不可避であるという中で、こういった事業の予算の確保を、県単独でしていただくことは、本当に意義があることだと思います。本当に評価をしたいと思いますが、お聞きしたいのは今回新しく3億3,000万円予算がついてるんですけど、対象となる箇所数はどのくらいでしょうか。

◎中村道路課長 予算上、28か所を予定しております。来年度は事業を始めて初年度のため、工事のストックを確保していきたいということで、まずは測量設計を進めていきたい。

そして用地買収をして、来年度以降工事を本格化したり、国土強靱化の補正予算に間に合うのであればそれに要求する形で取り組んでいきたいと考えております。

◎土居委員 工事の全体の対象となっているのが28か所ということですか。

◎中村道路課長 来年度、測量設計や工事をしようとしているところが28か所になっております。やらなければいけないところは、かなり数多くありますので、また来年度以降それも加速して取り組んでいきたいと考えております。

◎土居委員 ぜひとも測量のストック、用地のストックを同様に進めていって、着実に事業が進むようお願いしたいと思います。

あと、今回28か所ということですが、県としてこういった対策工事が必要だけれども未着手である箇所は、全体でどのくらいあるんでしょうか。

◎中村道路課長 緊急輸送道路で、のり面对策の要対策箇所が1,018か所あります。そのうち対策が完了しているのが265か所、一部完了しているのも484か所で、まだ多くの箇所が残っております。これは緊急輸送道路ということですが、そのほかにも啓開道路等で対策をしなければならないところなどもありますので、今県として進めていこうとしているのが1,638か所、取り組んでいこうとしております。

◎土居委員 まだまだあるということなんですけど、この事業は国の起債を活用するという事やと思うんですけど、今後の財源確保の見通しは、ある程度立てられるんでしょうか。

◎中村道路課長 のり面防災対策は土砂災害対策の補助事業費と交付金事業費を充てております。それと今回の有利な起債を活用した、県単の防災事業費を創設したところです。この県単の事業費につきましては、緊急自然災害防止対策事業債を充当しておりますので、今後5年間はあるということが分かっておりますので、そんな中でできるだけこの有利な県単も使って、対策を加速していきたいと考えております。

◎今城委員 防災・安全交付金事業費ですけど、補正で17億円減額ということで、今年の内示率はどうだったのか、例年に比べてどうだったのか。

◎中村道路課長 防災・安全交付金の配分の額ですと、今年度補正で約90億円程度得ております。昨年度が90億円を切る程度でしたので、昨年度の補正並みの額が得られましたが、それ以前と比べますと100億円を超える内示があったときもありますので、若干減っているとは認識をしております。特に今回の補正予算の内示で、防災・安全交付金が少なかったのは、国土強靱化の実施中期計画で橋梁耐震補強が新たに位置づけられたことで、これがつくんじゃないかということで要求をしていたんですけども、それが全国的についてなかったことがありまして、10億円を超えるような減少になっているところです。

◎今城委員 何とか内示率向上に向けて、さらに努力をしていかないかんと思うんですけど、部長どうですか。

◎横地土木部長 まさに委員の御指摘どおりだと思っております。国土強靱化実施計画が、令和7年度補正予算が第1弾ということもあって、国の中でもこれからどのように予算配分していくのか、多分いろいろな思惑があるんだろうなと思っております。それは置いて、県としては当然必要な、のり面防災もそうですし、災害に強い道路ネットワークの整備というのは非常に重要な課題ですので、政策提言を通じて事業の必要性をしっかりと訴えていきたいと思っております。

◎今城委員 予算見積書を見ると、皇室関係費ということで、植樹帯の整備などを予定されていますけど、大分切られています。十分な整備ができるのかどうか。

◎中村道路課長 当初はかなり大きい範囲でやっていこうと考えて、補償補修の工事などを計上しておりました。その後財政と協議する中で、通常やっておる工事の中でやる範囲も含まれていたこともありました。上積みしてやらなければならないものを予算で計上することで、この額にしておりますので、問題はないと考えております。

◎今城委員 もっと余計に進むばあやらないかんですけどね。よろしくお願いします。

◎坂本委員 渡船運航委託費の関係で、5,300万円計上されていますが、去年は7,300万円ほど予算化していて、委託費が契約とかの関係で減ったということですか。

◎中村道路課長 昨年度は、旧船の龍馬と新しい船の浦戸がダブって運行しているときに3か月ありましたので、その分が高くなっております。なお運行委託全体で見ましても、便数が1便減ったことで単純には比較できませんけれども、前の龍馬より新しい船の浦戸のほうが安くなっております。それは電気代等が重油より安くなったということです。

◎坂本委員 それと、新船の構造上、少し波が高くなると運行を取りやめんといかんというようなケースが前に比べると増えたという話も聞くんですけど、そんなことはないですか。

◎中村道路課長 今年は、風に吹かれることが少なかったもので、そういうことはないかと思いますが、確かに船が小さくなっておりますので、前よりは波に対しては弱くなる可能性はあります。

◎坂本委員 運休したという実績は、つかんでないですか。

◎中村道路課長 今手元に運休のデータはありませんので、また後ほどお話しするようにいたします。

◎細木委員 8の字ネットワークの進捗率と、100%の達成年度は大体どのぐらいを予想されているのでしょうか。

◎中村道路課長 今高知県の8の字ネットワークの整備率として、県内の8の字ネットワークの延長が260キロで、現在できておりますのが164キロで、63%の進捗となっております。まだ100キロ近く残ってるという状況ですので、この整備を加速するように、予算の確保については知事を筆頭に、国に強力に訴えていきたいと考えております。

◎細木委員 残っちゅう区間は急峻な土地なんかで、なかなか道路がすぐできるところじゃないかもしれませんが、1日も早くできるようにお願いしたいと思います。

条例の関係ですけど、想定しているのが道の駅の敷地内でしょうか。具体的に県内で予定をされているところがあったから、条例化されたのか。状況を教えてください。

◎中村道路課長 今回のものにつきましては、道路法施行令が改正されて占用の許可の対象に入ったため、占用料を定めておく必要があるということで条例改正をしておるものです。実際に水素供給施設等につきましては、県内でも民間でもなかなかない中で、道の駅等の自動車駐車場に設置される可能性は低いと考えております。また備蓄倉庫等につきましても、災害応急対策に資するものでないといけないことになっておりますので、なかなかそういうものの占用の申請が出てくることは少ないのではないかと考えております。

◎細木委員 道の駅が災害の拠点としてすごく見直されてるというか、重要視されていると思うので、実際この災害用のトイレコンテナ、水素ステーションはまだまだ使用の可能性は低いかもしれませんが、非常用電源の供給施設があれば、地域の方など災害時に活用できることは、可能性としては考えられるので、積極的に推進していったらどうかと思いますけど、所管はどこになりますか。

◎中村道路課長 道の駅でも、道路管理者の駐車場がある一体型の道の駅と、市町村が設置されます単独型の道の駅がありまして、その中の一体型の道の駅につきましては、道路利用者が一時避難した場合の対応としまして、非常用発電やトイレ、備蓄倉庫といったものの整備を県のほうで今進めておるところです。

◎今城委員 今日の新聞では檜山トンネルの件が土佐町議会で議論をされているということですけど、どういう状況か教えてください。

◎中村道路課長 新聞にありますとおり、産業廃棄物の置場にかからないように、本山事務所のほうで法線の見直しをしているところです。

◎今城委員 用地交渉が頓挫したということですか。

◎中村道路課長 用地交渉の中で影響を回避していこうということで、県としても判断をしまして、若干ですけれども道路の法線を振って、影響がないように検討しているところです。

◎今城委員 道路の構造的には、十分クリアできた路線変更ができるんですか。

◎中村道路課長 道路の幅員が狭まることはなく、ルートを変えることで検討しております。

◎今城委員 これからの工程的に、檜山トンネルはどんな予定をしているのか。

◎中村道路課長 まだトンネルに行くまでに、上部工も200メートルを超えるような橋梁の工事もあります。またトンネルの橋を渡ってから、トンネルの口までも山切り工事等がありますので、まだ時間は一定かかるものと考えております。やはり予算の確保が重要にな

ってまいりますので、その確保に取り組んでまいりたいと考えております。

◎今城委員 1日も早く開通できますよう、よろしくお願いします。

◎細木委員 予算には出ていないですけど、LEDの交換で四国電力との関係です。払い過ぎている分と払っていない部分ということで、そのお金のやり取りは今後どんなになっていくのか。今の進捗状況について聞かせてください。

◎中村道路課長 常任委員会でも報告させていただきました誤払いの関係につきましては、県で誤払いの額を算定して、今、四国電力にも確認を求めているところになります。四国電力で、いつから誤払いが始まったかという期間が明確になっていない照明等もありますので、それをどうするかを、今確認しておりますので、それが終わりましたら、県として弁護士にも相談した上で、四国電力に対して請求を行いたいと考えております。

◎西内委員長 そのほかございませんか。

◎中村道路課長 済みません。先ほど補正予算の欄で合計額を言い間違えてしまいましたので、訂正いたします。24億4,667万3,000円と申し上げましたが、正しくは23億4,667万3,000円です。申し訳ございませんでした。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、道路課を終わります。

お諮りいたします。

以上をもって本日の委員会は終了とし、この後の審査については、16日月曜日に行いたいと思いますが御異議ありませんか。

(異議なし)

◎西内委員長 それでは、以後の日程については、16日月曜日の午前10時から行います。よろしくお願いいたします。

本日の委員会は、これにて閉会いたします。

(16時09分閉会)